

都市政策部 政策監グループ



都心のまちづくり【「にいがた2km」の覚醒】

～市民とともに「かわ・まち・みなと」で紡ぐ過去から未来への成長エンジン～



1. 歴史の継承

- 江戸時代には、北前船の最大の寄港地となるなど、人・物・文化が交流する日本海側最大の湊町として繁栄し、幕末の開港五港にも選ばれた。その風情や趣は現在に受け継がれている。
- 日本海側初の特定重要港湾の指定や、地方空港初の国際空港指定、上越新幹線の開通や、高速道路網の整備など、産業や交通のインフラ整備が着実に進められてきた。
- 2007年には本州日本海側で唯一の政令指定都市となり、さらなる拠点性の向上に向けた施策を推進してきた。

2. 本市の現状・課題

- ① 新潟駅周辺整備事業の進展
- ② 都心エリアで民間開発の兆し
- ③ 若い世代の県外流出と人口減少
- ④ 老朽化したビルの更新の停滞
- ⑤ 進出企業のニーズを満たすオフィス床の不足

3. 時代の要請

- ① ウィズコロナ・アフターコロナへの対応
- ② SDGs(持続可能な開発目標)の実現
- ③ ゼロカーボンの推進(脱炭素社会の実現)
- ④ デジタル化の進展

4. 【「にいがた2km」の覚醒】へ

みなとまち新潟を象徴する信濃川と萬代橋から広がる「都心エリア」において、高次都市機能の集積や魅力の創出、賑わいづくりを市民の皆様と一緒に取り組むことで、『縁あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリア』を創造し、8区のネットワーク強化を図りながら、『本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジン』としていく取組を推進。

5. 都心のまちづくり基本方針 三本の柱

- I. 人・モノ・情報の中心拠点となる稼げる都心づくり
- II. 都心と8区の魅力・強みのコラボレーションによる新たな価値の創造
- III. 居心地が良く、市民が主役になるまちづくり

6. 基本方針における推進項目

基本方針

I. 人・モノ・情報の中心拠点となる稼げる都心づくり

官民協働による「稼げる都心づくり」を推進し、その成長エネルギーを全市域へ波及。

推進項目

- ① 都市機能の更新・充実に向けた都心部の再開発促進(都市再生緊急整備地域の活用)
- ② 戰略的な企業誘致の推進
- ③ 産業DX、ICT推進の先進エリアとしての取組強化
- ④ 歴史・文化・スポーツを通じた賑わいの創出
- ⑤ 観光資源を活かした交流人口の拡大

基本方針

II. 都心と8区の魅力・強みのコラボレーションによる新たな価値の創造

都市と田園が調和する本市の魅力発信と、異業種間の協業・変革を進め、次世代に向けたまちづくり。

推進項目

- ① 「新潟の食と花」の魅力発信
- ② 「儲かる農業」の推進
- ③ 新たな価値やビジネスが創出される環境づくり
- ④ 観光資源を活かした交流人口の拡大【再掲】

基本方針

III. 居心地が良く、市民が主役になるまちづくり

都市緑化の推進、道路空間・水辺空間の有効活用など、ゆとりと潤いのあるまちづくり。

推進項目

- ① 都心の水辺空間の魅力を十分に活かした賑わいの創出
- ② くつろげる歩いて楽しい緑豊かな都市空間の実現
- ③ 都心における各エリアの特性を活かした良好な都市景観の形成

【新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン推進事業】

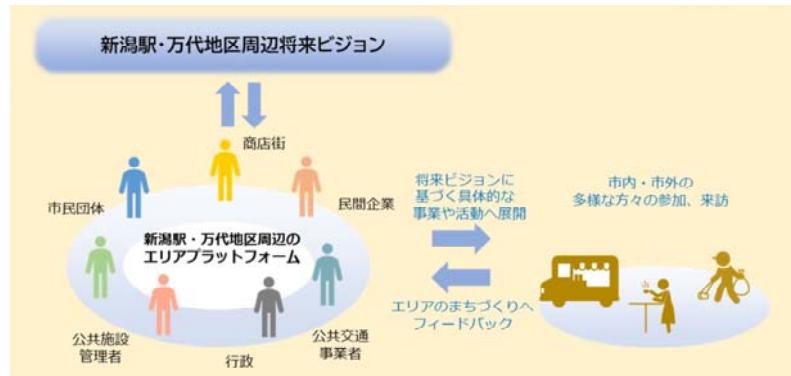
◎「新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン」の具現化に向け、エリアの特性調査や機運醸成イベントの開催など、エアープラットフォームの活動を支援します。

【東大通“人を中心の空間づくり”推進事業】

◎東大通において、将来的な人を中心の空間創出に向け、段階的な転換を図るため、公民連携による人を中心の空間づくり社会実験を実施します。

【にいがた2km魅力創造・8区連携支援補助金】

◎稼げる都心の実現と賑わいの創出を図るため、にいがた2kmエリアにおいて新たな魅力やビジネスを創造する事業、「にいがた2km×8区連携」の促進に寄与する事業などに対し補助を行います。



新潟駅・万代地区周辺エアープラットフォーム



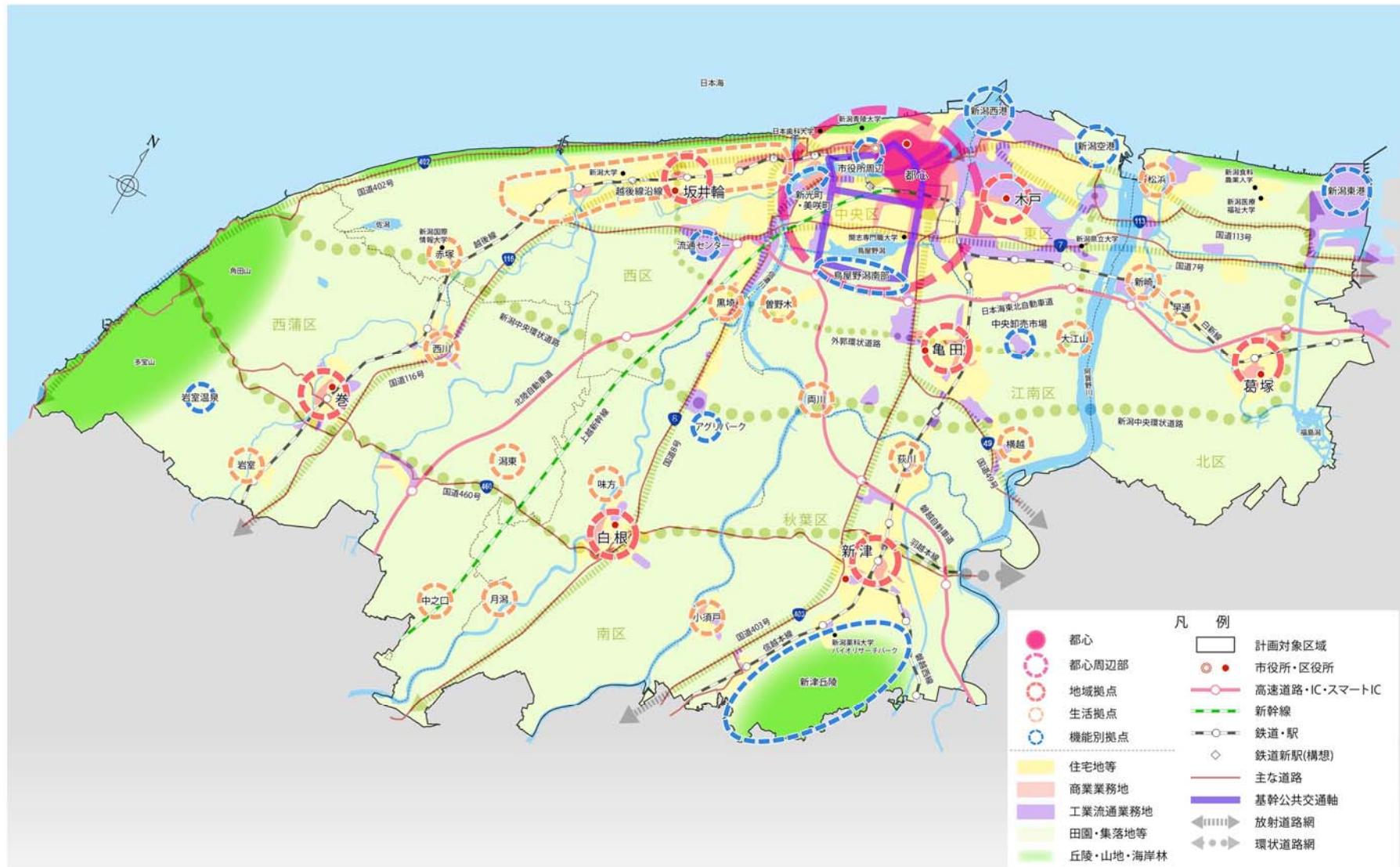
東大通 “人を中心の空間づくり”
社会実験 (R4)



新潟駅・万代地区周辺
将来ビジョン

都市計画課

図 政令市新潟の都市づくりの方針（新潟市都市計画マスターplan）

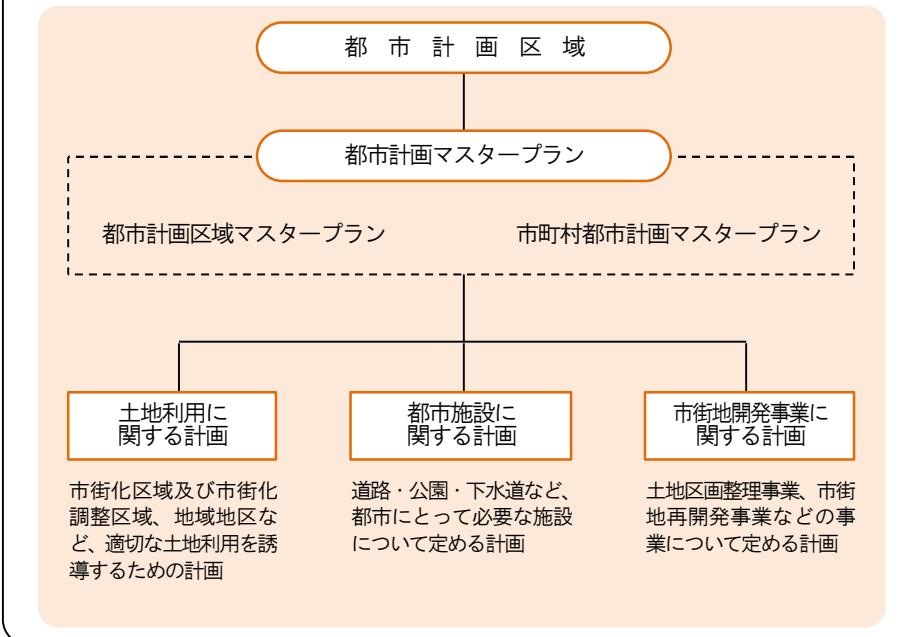


1 都市計画とは

都市計画は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを念頭に、一体となった土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としています。

そのために、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などに関する計画について、その定める内容、決定手続き、決定による制限などが都市計画法などに規定されています。

都市計画の体系



2 都市計画区域

都市計画区域は、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定します。

3 都市計画マスタープラン

都市計画では、都市の人口や産業などの動向を踏まえ、将来に向けたマスタープラン（基本方針）を定めます。この定める主体と対象区域によって2種類あります。

1. 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画の基本として、都道府県が都市計画区域ごとに広域的な観点から都市計画の目標や区域区分（線引き）、主要な都市計画の決定の方針などを定めています。

2. 市町村都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

個別具体的な都市計画の指針として、市町村の総合計画と都市計画区域マスタープランに即して、その行政区域の都市計画に関する基本的な方針を定めています。

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、まちなかに望まれる都市機能や良好な居住環境の形成に向け、適正な土地利用を緩やかに誘導するため、市街化区域内に都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めています。

4 市街化区域及び市街化調整区域

『新潟都市計画区域』では、都市計画に区域区分（線引き）を定めています。

この区域区分は、都市計画区域内の土地利用の基本的な方向を定めるもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分するものです。この区域区分を基礎として、総合的かつ一体的な都市づくりに向けて必要な都市計画が定められます。

1. 市街化区域

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

この区域では、市街地としての計画的な土地利用の誘導とともに、都市施設の計画的な整備などが図られます。

2. 市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

この区域では、原則として、市街化を促進するような開発行為は抑制され、自然環境の保全や農林漁業を中心とした土地利用が図られます。

5 地域地区

地域地区は、住環境の保護や商業、工業などの利便を増進することを目的に、土地の自然的条件や土地利用の動向を考慮して定められます。

本市では、以下の地域地区が定められています。

1. 用途地域

用途地域は、住宅地や商業・業務地及び工業地などの基本的な土地利用を計画的に配置することにより、良好な市街地環境の形成と機能的な都市活動の確保を目的として定められています。用途地域は12種類に区分され、それぞれの地域区分に応じて、建築できる建築物の用途・建ぺい率・容積率及び高さなどの建築制限が定められています。

2. 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定めるもので、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。

3. 高度地区

高度地区は、良好な居住環境やまちなみの維持、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高又は最低の限度を定める地区です。

高さの最高限度を定める地区内では、隣地の日照等への考慮又は良好なまちなみの維持もしくは形成のため、絶対高さ制限と併せて、隣地境界線からの距離に応じて高さの最高限度を斜線状に制限する北側斜線制限が定められています。

4. 高度利用地区

高度利用地区は、主に市街地中心部の用途地域内において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための地区です。

地区内では、建築物の容積率の最高限度及び最低限度や、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限などが定められています。

5. 都市再生特別地区

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域について、都市再生特別地区を定めることができます。

地区内では、建築物の容積率の最高限度及び最低限度や、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限などを、用途地域に基づく規制にとらわれずに定めることができます。

6. 防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

これらの地域においては、一定規模の建築物等を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、防火上の制約を受けます。

7. 風致地区

風致地区は、自然的要素に富んだ土地の自然的景観をなるべく残し、都市の風致を維持するために定める地区です。そのため地区内では、建築行為や樹木の伐採などに制約を受けます。

8. 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域・近隣商業地域などで自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため定める地区です。地区内では、一定規模以上の建築物の新築又は増築を行う場合の駐車施設の附置などが定められています。

9. 臨港地区

臨港地区は、良好な港湾機能を確保するための地区です。そのため、地区内の建築行為などに制約を受けます。

10. 流通業務地区

流通業務地区は、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地として整備する地区です。地区内においては、流通業務施設などに限って建設することができます。

6 都市施設

道路・公園・下水道などの施設は、快適な日常生活や事業活動を行うために必要な施設です。都市計画として必要な施設を都市施設として定めています。

1. 道路

道路は、土地利用とともに都市計画の骨格を構成し、広域的な交通体系を形成するとともに、地域から発生する交通を適切に処理するための施設です。

2. 都市高速鉄道

都市高速鉄道は、鉄道の高架化等により、鉄道で分断された地区の一体化を図り、踏切除去による交通混雑の解消や歩行者の安全性を強化するための施設です。

3. 駐車場

駐車場は、都心部における道路交通の円滑化を図り、自動車や自転車の駐車需要に対応し都市機能の維持増進に寄与する施設です。

4. 公園・緑地

公園・緑地は、レクリエーション活動や自然環境の保全など市民生活に潤いと安らぎを与え、また、防災上の空間としての機能を備えています。

5. 下水道

下水道は、日常生活や事業活動によって生じる汚水の衛生的処理や、市街地の雨水を排除するための施設です。公衆衛生の向上や河川等の水質保全に寄与します。

6. 汚物処理場

汚物処理場は、公共下水道で処理されていない汲み取りし尿及び合併処理・単独処理し尿の浄化槽汚泥を処理する施設です。

7. ごみ焼却場・ごみ処理場

ごみ焼却場及びごみ処理場は、日常生活や事業活動から排出されるごみを適切に処理し、清潔で快適な生活環境を形成するための施設です。また、近年ではごみの減量化、再資源化などの視点から施設の整備が進められています。

8. 市場・と畜場

市場は、生鮮食料品等の生産と消費を結び、流通機構の効率化と円滑化を図る施設です。と畜場は、食肉の衛生検査など家畜の処理の適正化を図る施設です。

9. 火葬場

火葬場は、地域社会に必要不可欠な施設で、周辺の市街化の状況や環境との調和などを考慮し設置される施設です。

10. 流通業務団地

流通業務団地は、流通業務地内において市街地内の流通業務施設を集約し、各流通業務施設が適正に配置され、道路など必要な公共施設を備えた中核的な施設です。

7 市街地開発事業

計画的な新しい市街地の整備や既成市街地の再開発により、快適で住みよい街や魅力と活力あるまちづくりを総合的に行う事業です。

本市では、以下の事業を都市計画として定めています。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路・公園などの都市基盤が未整備な地区において、土地の区画や形状を整えながら道路・公園などを一体的に整備し、整然とした市街地づくりを行う事業です。

2. 市街地再開発事業

既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を一体的に行う事業です。

8 地区計画

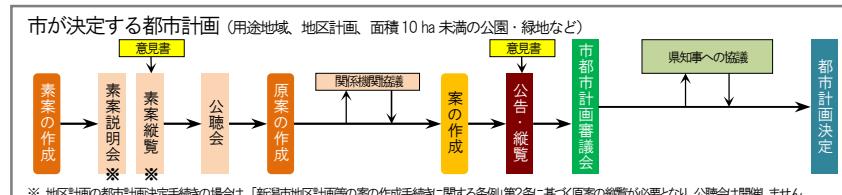
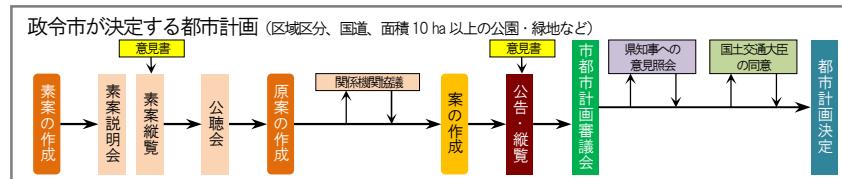
地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区内の道路や公園の配置、建築物の用途や高さなど、建築物に関する事項についてきめ細かく定め、良好な環境を整備・保全するための都市計画です。

9 都市計画の決定手続き

都市計画は、広く住民のみなさんの意見を聴いて定められます。

都市計画案の作成にあたっては、説明会や公聴会などを開催するとともに、案の縦覧、市及び県の都市計画審議会の審議などを経て決定されます。

また、住民に身近な地区計画の都市計画案の作成に際しては、利害関係者の意見が反映されるように、条例でその手続きが定められています。



(3)非線引き都市計画区域

区分		年度					
事前協議	受付件数	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	戸建ての宅地分譲	1	1	0	0	1	0
	賃家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
	店舗・工場・事務所等	1	2	2	1	2	4
	面積(m ²)	7,416	39,152	11,721	18,610	54,055	28,684
開発行為	受付件数	2	3	2	0	3	4
	戸建ての宅地分譲	1	1	0	0	1	0
	賃家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
	店舗・工場・事務所等	1	2	2	0	2	4
	面積(m ²)	7,416	39,152	11,721	0	54,055	28,684

※ 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

(4)都市計画区域外

区分		年度					
事前協議	受付件数	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	戸建ての宅地分譲	0	0	0	0	0	0
	賃家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
	店舗・工場・事務所等	2	0	1	0	0	0
	面積(m ²)	55,858	0	19,336	0	0	0
開発行為	受付件数	2	0	1	0	0	0
	戸建ての宅地分譲	0	0	0	0	0	0
	賃家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
	店舗・工場・事務所等	2	0	1	0	0	0
	面積(m ²)	55,858	0	19,336	0	0	0

※ 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域（景観計画区域：新潟市全域）において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面（のりめん）の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の指定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、4地区を設定しています。

(1) 二葉町1丁目1区地区

日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区（面積 約3.4ha）

(2) 信濃川本川大橋下流沿岸地区

本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として景観形成を図るべき地区（面積 約133.7ha）

(3) 旧斎藤家別邸周辺地区

江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区（面積 約1.6ha）

(4) 旧小澤家住宅周辺地区

廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が立ち並ぶ、みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区（面積 約0.8ha）

【屋外広告物】

新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的に、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 許可地域・規格基準の設定
- (2) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定（禁止地域）
- (3) 広告物を表示・設置してはならない物件の設定（禁止物件）

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、1カ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 土地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 土地上からの高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転に伴い表示、又は設置するもの
- (3) 土地上からの高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の外観の2分の1を超える修繕、模様替え、色彩の変更に伴い表示、又は設置するもの

3 屋外広告業の登録

新潟市内で屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負う営業をする場合は、氏名や営業所の所在地などを記した登録申請書に必要な書類を添えて市長の登録を受けなければなりません。

【風致地区】

都市計画法の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めた「新潟市風致地区条例」の規定により風致地区内における行為の規制等を行います。次の行為を行う場合は市長の許可が必要です。

- (1) 建築物、工作物の新築、改築、増築、移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立・干拓
- (6) 建築物、工作物の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積

【国土利用計画法に基づく届出状況】

区分 年	区 域	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	市 街 化 区 域	90	87	65	56	99	88	93	74	50	85	69	84	78	67	81	73	73	85	66	59	92
	市 街 化 調 整 区 域	1	0	0	8	6	1	12	16	4	13	5	11	1	13	8	20	34	29	19	7	9
	非線引き都市計画区域	—	—	—	—	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 計 画 区 域 外	—	—	—	—	20	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	91	87	65	64	125	89	108	90	56	98	74	95	79	80	89	93	107	114	85	66	101
面 積 (m ²)	市 街 化 区 域	364,088	370,888	299,818	255,826	407,620	517,028	328,028	347,619	213,190	334,217	397,860	391,869	276,955	225,712	200,374	356,672	310,717	311,919	336,354	318,543	344,532
	市 街 化 調 整 区 域	9,408	0	0	25,622	40,423	8,258	43,129	451,695	464,911	304,745	106,412	85,138	65,983	196,138	19,852	109,451	127,542	129,054	26,485	46,929	55,525
	非線引き都市計画区域	—	—	—	—	0	0	22,718	0	10,609	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 計 画 区 域 外	—	—	—	—	49,580	0	165	0	14,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	373,496	370,888	299,818	281,448	497,623	525,286	394,040	799,314	703,320	638,962	504,272	477,007	342,938	421,850	220,226	466,123	438,259	440,973	362,839	365,472	400,057

(注)届出の必要な面積 :市街化区域…2,000m²以上

:市街化調整区域・非線引き都市計画区域…5,000m²以上

:都市計画区域外…10,000m²以上

※昭和63年4月1日 監視区域指定開始

※平成7年6月1日 県内全監視区域指定解除

※平成10年9月1日より事後届出制へ移行

※平成17年3月21日(旧巻町は平成17年10月1日)より、合併市町村分の数値を含む。

※平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

※各数値は1月1日～12月31までの実績

まちづくり推進課



古町通 7 番町地区第一種市街地再開発事業



ミズベリング信濃川やすらぎ堤



鳥屋野潟南部開発計画

【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域（景観計画区域：新潟市全域）において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面（のりめん）の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の設定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、4地区を設定しています。

- (1) 二葉町1丁目1区地区
日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区（面積 約3.4ha）
- (2) 信濃川本川大橋下流沿岸地区
本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として景観形成を図るべき地区（面積 約133.7ha）
- (3) 旧斎藤家別邸周辺地区
江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された事業家や豪商の旧別荘といった歴史的建築物が建ち並ぶ地区（面積 約1.6ha）

(4) 旧小澤家住宅周辺地区

廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶみなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。（面積 約0.8ha）

3 景観アドバイザーミーティング

建築物や工作物、広告物等の意匠、色彩計画、緑地計画等について、良好な景観の形成や周辺の環境に調和させるために配慮すべき視点から、専門家がアドバイスを行います。

令和5年度 景観アドバイザー

専門分野等	氏名	
アドバイザーミーティング座長 色彩・デザインなど	新潟大学教育学部 教授	橋本 学
建築物の意匠など	一級建築士・伊藤純一アトリエ 主宰	伊藤 純一
緑地計画など	新潟市造園建設業協会 理事	石山 透
広告物など	新潟県広告美術業協同組合	佐藤 善成

4 景観形成推進組織

新潟市景観条例第24条の規定に基づき、一定の地区における景観の形成を目的とした組織で、所定の要件を満たすものを景観形成推進組織として認定します。現在、次の8団体が認定されています。

- (1) 二葉町1丁目1区景観形成推進会
- (2) 二葉町1丁目2区景観形成推進会
- (3) ウエルカム下町推進委員会
- (4) 小須戸本町通りの町並みを考える会
- (5) 本町再生プロジェクト
- (6) 古町花街の会
- (7) 旧小澤家住宅周辺の歴史的町並みを考える会
- (8) 旧斎藤家別邸周辺地区景観形成推進会

5 助成

認定された景観形成推進組織に対して、初年度は年20万円（助成率10/10）、2年度目以降は年10万円（助成率1/2）を上限に通算5年度を限度として、次に該当する活動に要する経費の一部を助成します。

- (1) 景観形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動
- (2) 景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレットの作成等の啓発活動
- (3) その他景観の形成のために必要な活動

【屋外広告物】

屋外広告物法及び新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を主目的として、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 広告物設置について（許可制度）
- (2) 許可地域・規格基準の設定
- (3) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定（禁止地域）
- (4) 広告物を表示・設置してはならない物件の設定（禁止物件）
- (5) 適用除外について
- (6) 広告物活用地区について
（指定地区） ・万代シティ広告物活用地区
- (7) 広告物協定地区について
（認定地区） ・鳥屋野潟湖南地区屋外広告物協定
・信濃川右岸地区屋外広告物協定
- (8) 屋外広告業について（登録制度）

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、1ヶ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000

平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの

- (3) 地上からの高さが15メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物若しくは工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

【まちなみ整備ならぬ協定促進事業】

魅力的な景観形成と地域コミュニティの保全・育成のため、新潟の魅力の向上や交流人口の拡大につながる地域において、住宅等の所有者などが、相互に協定（ならぬ協定）を締結し、魅力ある街なみづくりにつながる住宅の改修等を行う場合に、基本計画の作成や改修等に係る費用の一部を助成します。

1 助成対象費用・助成対象者

- ・ 基本計画作成費
ならぬ協定の締結に向けて基本計画を作成しようとする3軒以上の住宅等の所有者などで構成される団体
- ・ 建築物等整備費
ならぬ協定を締結している住宅等の所有者または使用者

2 助成率・助成限度額

- ・ 基本計画作成費
1/2 かつ 15万円以内（1地区あたり）
- ・ 建築物工事費
＜古町花街地区＞
※建築物などの屋根、外壁、雁木などの改修工事に要する費用（道路から見える部分を対象とする。）
 - ・ 歴史的建築物
1/2 かつ 500万円以内（1軒あたり）
 - ・ その他の建築物
1/2 かつ 150万円以内（1軒あたり）

<その他の地区>

1／2 かつ 50万円以内（1軒あたり）

・工作物工事費

<古町花街地区>

※門、塀、かき又は柵の築造又は改造（改造に伴うブロック塀の撤去を含む。）、看板などの整備に要する費用（道路から見える部分を対象とする。）

1／2 かつ 50万円以内（1軒あたり）

<その他の地区>

1／2 かつ 25万円以内（1軒あたり）

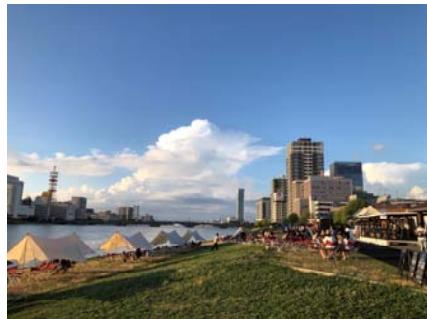
3 協定締結地域

- ・中央区上古町地区
- ・江南区亀田本町通地区
- ・秋葉区小須戸本町通り周辺地区
- ・古町花街地区（中央区古町通8・9番町周辺地区）
- ・旧小澤家住宅周辺地区

【都心エリア水辺空間にぎわい創出事業】

【信濃川やすらぎ堤利活用促進事業】

- ◎「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」を実施し、公民連携のもと、水辺空間における民間営利活動を含めた利活用を推進することで、まちなかの賑わい創出と持続可能なまちづくりへ寄与します。
- ◎令和5年度は信濃川やすらぎ堤の平場の整備などを行い、市民や事業者が利用しやすい環境づくりを進めることで、更なる利活用と地域の魅力向上を図ります。
- ◎ミズベリング信濃川やすらぎ堤は、令和5年度からは、従来の民間マネジメント体制による一括運営エリアに加えて、新たに本市が運営するエリアを設けることで、多様な水辺エリアの活性化を推進していきます。



ミズベリング信濃川やすらぎ堤

Produced by snow peak

6/25 sat
9/25 sun

ミズベリング 水辺アウトドアラウンジ at やすらぎ堤 2022

開業時間 Opening hours

石舟 Garden PIONEER	OUT DOOR LOUNGE	平日 12:00~22:00 / 土日祝 11:00~22:00
食事 FOOD STATION		平日 18:00~22:00 / 土日祝 11:00~22:00
健康 HEALTH		土日祝 10:00~18:00

※9月平日は各店営業時間が変なります
※ドリンクオーダーは預約30分前です

FOOD & DRINK

- ① やすらぎ堤 Riverside Cafe & BBQ [ピクニック]
- ② RIVER SIDE DINER [リバーサイドダイナー]
- ③ THOUSAND STOREHOUSE [サウザンドストアハウス]
- ④ やすらぎカフェ Pizza latte [ピザラテ]
- ⑤ やすらぎガーデン2022
- ⑥ Can do Kitchen Trailer [キャンドゥキッチントレーラー]
- ⑦ Marché [マルシェ]
- ⑧ SACO WORKOUT WELL [サコワークアウトウェル]
- ⑨ やすらぎBAR

お子様メニューあり 飲み放題あり テイクアウト対応 TEL 預約・お問い合わせ

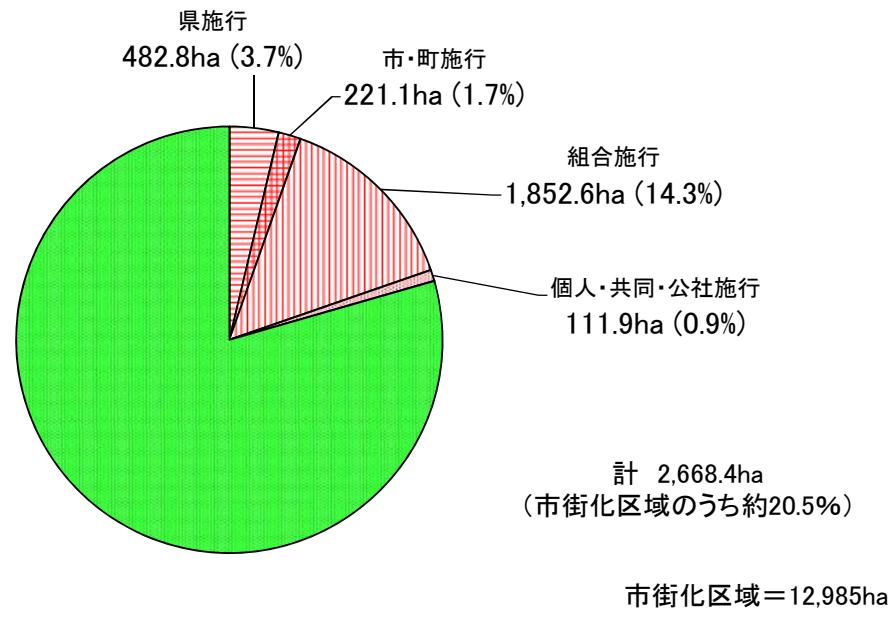
※各店営業時間 / 17:00~22:00

ミズベリングのチラシ
(令和4年度)

◇土地区画整理事業の実績

令和5年3月31日現在

市街化区域(12,985ha)における土地区画整理事業施行面積



3 土地区画整理事業助成制度

まちづくりは、関係権利者の相互理解はもとより、創意工夫が不可欠です。

土地区画整理事業により、特色あるとともに持続的に発展するまちづくりを行う施行者に対して、助成金を交付しています。

◆新潟市土地区画整理事業助成金交付規則の主な内容

助成項目	適用条件	助成率
道路築造に要する費用	歩車道分離道路のうち、広域的な交通問題の改善に貢献すると市長が認めるもの。	市長が別に定める基準額の1／2を上限とする。
	歩行者専用道路のうち、広域的な交通問題の改善及び施行地区内の良好な景観の形成に貢献すると市長が認めるもの。	
下水道の築造に要する費用		
公園築造に要する費用	土地区画整理法施行規則第9条第6項に掲げる技術基準を満たすこと。	
雨水調整池の用地費		事業計画上に定める整理前宅地の平均単価に必要面積を乗じて得た額の1／2を上限とする。

4 鳥屋野潟南部開発計画

新潟市内にあって豊かな自然を残す鳥屋野潟に隣接するとともに、高速交通網の結節点に位置する鳥屋野潟南部地区約 270haにおいて、環日本海地域の拠点にふさわしい環境の優れたアメニティ空間の創出、新しい都市機能の導入を行うもので、民間活力の導入を図りながら、県・市・亀田郷土地改良区の三者で整備を推進している。

(1) 開発の目標

- ① 鳥屋野潟と一体になって、水と緑に恵まれた、都市のオアシスとなるアメニティゾーンの形成。
- ② 新しいライフスタイルの創出に必要なアメニティあふれる文化・レクリエーション拠点の形成。
- ③ 環日本海地域の拠点として、国際交流の一環とした文化・産業交流、及び都市と農村の融合・交流を図る拠点の形成。

(2) 土地利用ゾーニング

開発区域を図-①に示すように 4 つの土地利用ゾーニングに区分している。

知事・市長・亀田郷土地改良区理事長による三者協議会が開催され、平成 18 年 3 月に総合レクリエーションゾーンからウェルネスゾーンへ、令和 4 年 3 月に住居ゾーンから住居・交流拡大ゾーンへそれぞれ名称変更された。

(3) 各ゾーンと関連道路の現況

- ① [ウェルネスゾーン] ゾーン内の市有地では、平成 16 年度から新市民病院の移転新築工事に着手し、平成 19 年 11 月に開院した。

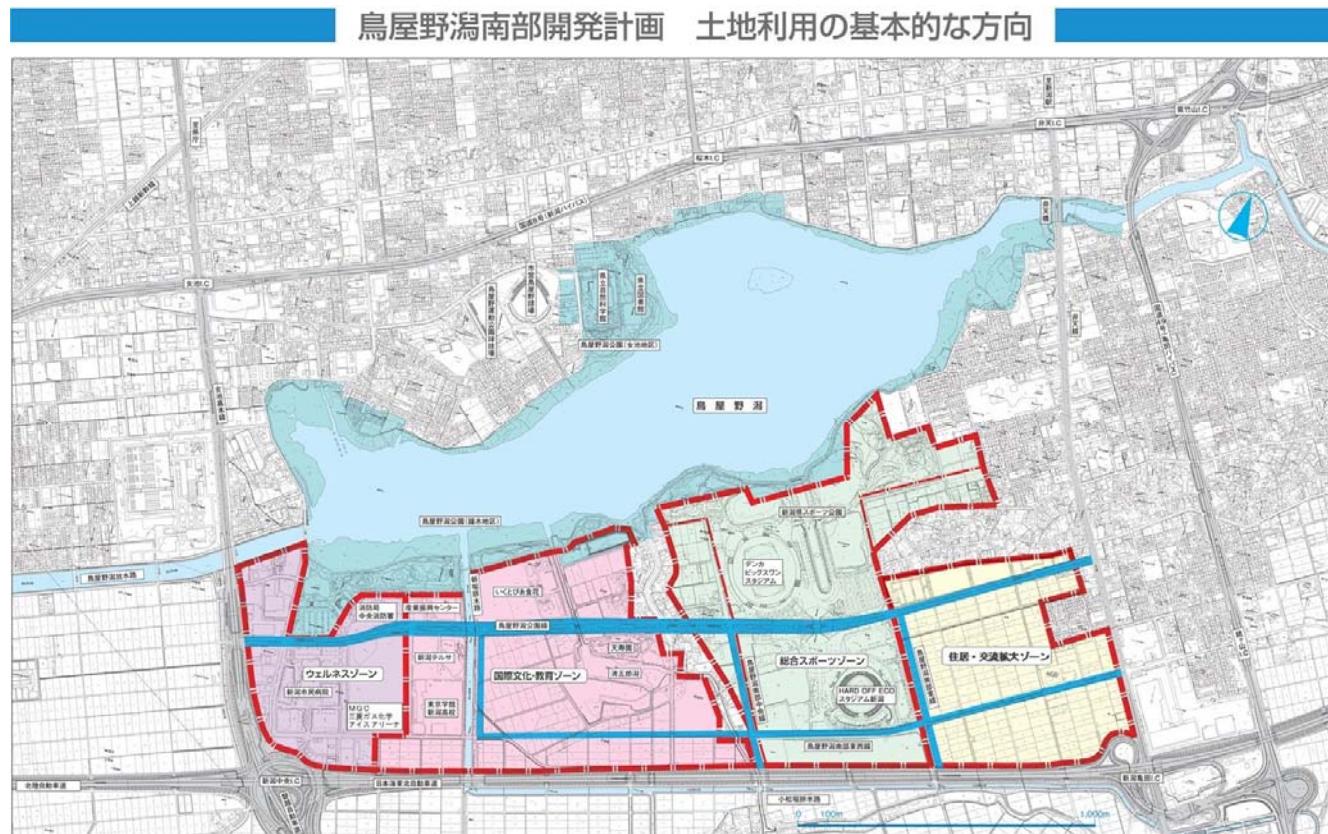
新市民病院周辺の民有地では、土地区画整理事業が行われ、病院関連施設の立地が進み、市民病院東側では新潟市アイスアリーナが平成 26 年 2 月に開業した。

また、産業振興センター西側には、平成 27 年 12 月に消防局・中央消防署の新庁舎の運用を開始した。

- ② [国際文化・教育ゾーン] 現在、産業振興センター、新潟テルサ、東京学館新潟高校、天寿園が立地している。また、鳥屋野潟公園線北側においては、平成 26 年 2 月にいくとぴあ食花がグランドオープンした。
- ③ [総合スポーツゾーン] 県が事業主体となり、平成 3 年度から用地買収に着手し、平成 21 年 6 月には、新潟県立野球場が完成した。平成 30 年度末までに 66.9ha を新潟県スポーツ公園として供用開始している。
- ④ [住居・交流拡大ゾーン] 第一段階での開発として、鳥屋野潟公園線の北側(5.5ha)において、平成 23 年度より長潟南土地区画整理事業が行われ、平成 27 年度に事業が完了した。
- ⑤ [関連道路] ゾーン内の都市計画道路として鳥屋野潟公園線（全線供用済）、鳥屋野潟南部中央線、鳥屋野潟南部東線、鳥屋野潟南部東西線が位置付けられている。

なお、平成 17 年度にまちづくり交付金が採択され、平成 21 年度までの 5 カ年間に、新市民病院の周辺道路 8 路線、スポーツゾーン内の鳥屋野潟南部中央線と鳥屋野潟南部東西線の一部及び天寿園などの整備が完了した。

図一① 鳥屋野潟南部開発計画 土地利用ゾーニング図



ゾーン名	面積	土地利用の内容	ゾーン名	面積	土地利用の内容
ウェルネスゾーン	37ha	市民病院を核に、関連施設の配置を行い、良好な療養環境の確保と快適な空間の形成を図るゾーン	総合スポーツゾーン	93ha	スポーツ・ヘルス機能等で構成するゾーン
国際文化・教育ゾーン	86ha	文化・国際交流・人材育成・研究開発等の機能を取り込んだゾーン	住居・交流拡大ゾーン	54ha	周辺環境と調和した良好な住宅地や、恵まれた立地を活かした交流拡大・發信機能等を配置するゾーン

新潟県立野球場



新潟市民病院



消防局・中央消防署



- ・用途地域 商業地域（法定 400%→都市再生特別地区 600%/80%）
- ・敷地面積 約 6,000 m² • 建築面積 約 3,800 m²
- ・延床面積 約 44,500 m²
- ・構 造 マンション棟：鉄筋コンクリート造
オフィス棟：鉄骨造
駐車場棟：鉄骨造
- ・規 模 マンション棟：地上 32 階
オフィス棟：地上 10 階
駐車場棟：地上 9 階
- ・主要用途 共同住宅 218 戸、事務所、教育施設 等

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 令和 3 年 7 月
- ・実施設計 令和 3 年 8 月～令和 4 年 3 月
- ・都市再生特別地区都市計画決定 令和 4 年 5 月
- ・施設建築物着工 令和 4 年 10 月
- ・施設建築物竣工 令和 8 年 2 月（予定）

都 市 交 通 政 策 課

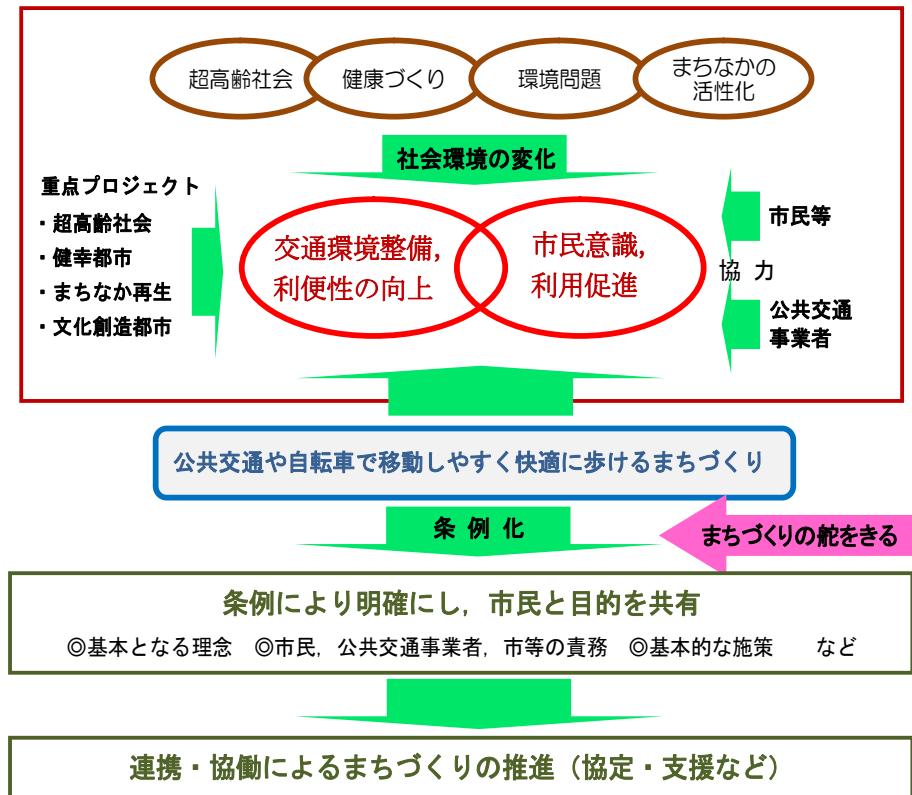


I 移動しやすいまちづくりに向けた条例の制定

1. 条例制定の目的

公共交通や自転車・徒歩が日常生活や社会生活に密接に関わるものであるという認識の下、過度にマイカー利用に依存することなく誰もが移動しやすいまちづくりを目指して、その方向性を明確にし、市民の皆さんと目的を共有するため、「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」を平成24年7月に定めました。

＜条例のイメージ図＞



II 第3回新潟都市圏パーソントリップ調査（総合都市交通計画）

1. 背景

新潟都市圏では、自動車依存の高まりなどにより朝・夕のピーク時を中心とした道路混雑が緩和されないなど、様々な交通問題が生じています。また、都市をめぐる社会経済状況の変化とともに、交通を取り巻く環境も大きく変化してきています。

このような背景のもと、平成14年度から16年度の3カ年にかけて、国・県・市により「第3回新潟都市圏パーソントリップ調査」を実施し、将来のあるべき都市像を見据えた新たな総合都市交通計画を策定しました。

2. パーソントリップ調査（総合都市交通計画）の概要

(1) 基本方針

都市圏構造の構成要素ごとに、施策の基本方針を示します。

- 広域交通との連携：魅力確保に向けた広域交通の活用
- 都心部の交通：歩行者・公共交通を中心とした交通環境の形成
- 放射方向の交通：公共交通や自動車などによる軸の形成
- 環状方向の交通：道路によるネットワークの強化
- 周辺地区の交通：賑わいの創出

(2) 7つの重点施策

基本方針に沿った施策のうち、特に積極的な取り組みが必要なものを、重点施策として位置づけます。

- 新潟駅の広域交通結節機能の強化
- 空港アクセス機能の強化
- 公共交通の利用促進
- 都心部にふさわしい交通環境の創出
- 幹線道路網の整備促進
- 高速道路の有効活用
- 住民意識の向上促進

＜計画対象圏域＞



III にいがた都市交通戦略プランの推進

1. 概要

本市の交通政策の基本方針である「にいがた交通戦略プラン」の策定から概ね 10 年が経過するなか、これまでの取り組みの事後評価を行うとともに、JR 新潟駅の高架化を契機とする拠点性の強化、人口減少、少子・超高齢化などの課題に対応するため、「県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち」の実現に向け、新たな「にいがた都市交通戦略プラン」を策定し、5 つの基本方針に基づき取り組みを進めていくこととしました。

2. 経緯

平成 29 年度より、国・県・市・交通事業者などの実務者レベルで構成される「にいがた交通戦略推進会議」と学識経験者・市民団体・経済、産業団体などで構成される「にいがた交通戦略プラン検討委員会」にて協議を行うとともに、市民アンケートやパブリックコメントなども実施しながら、新たな「にいがた都市交通戦略プラン」を令和元年度に策定

3. 戦略プランの内容

- 交通の将来像：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち
- 目標：県都新潟の拠点化を支える交通
安心して暮らすことで選ばれるまちを支える交通
- 5 つの基本方針と視点
 - ・ 多核連携型のまちづくりを支える交通戦略（都心アクセスの強化）
 - ・ 都市の活力と拠点性を強化する交通戦略（広域交通との連携強化）
 - ・ まちなかの賑わいを創出する交通戦略（都心部での移動円滑化）
 - ・ 暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略（生活交通の確保維持・強化）
 - ・ みんなで築き上げる交通戦略（市民や関係者による協働）

4. 令和 5 年度の主な事業内容（交通分野）

- にいがた都市交通戦略プランの進行管理
- 新バスシステム・BRT の推進（情報案内板の整備など）
- 区バスの運行や住民バスの運行支援
- バス停上屋等の整備の促進
- 上所駅の設置に向けた駅舎等および駅前広場の整備推進
- 高齢者を対象としたおでかけ促進事業「シニア半わり」の実施
- モビリティ・マネジメントの推進
- シェアサイクルの運営 など



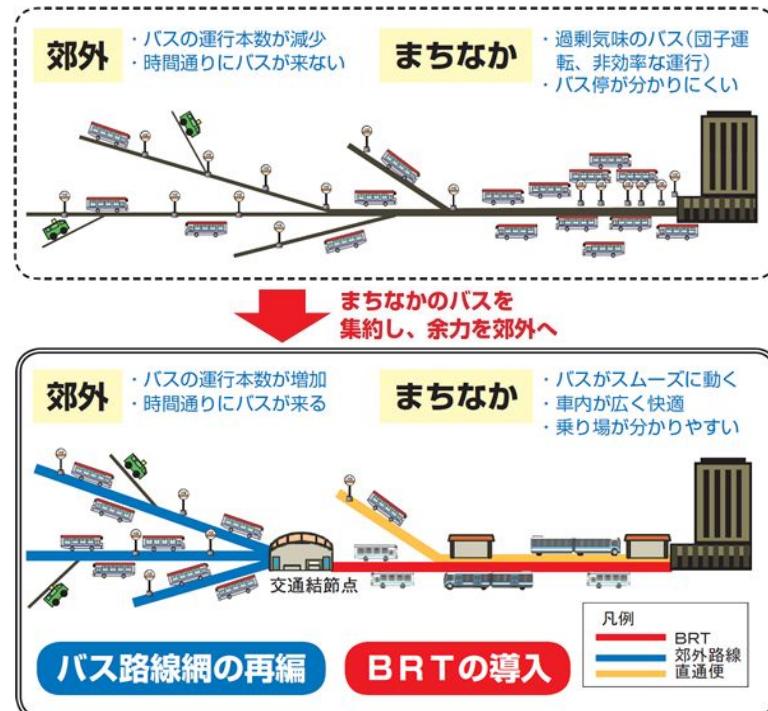
IV 新バスシステム

1. 新バスシステムの概要

新潟市が進めている新バスシステムとは、B R Tの導入と区バスや住民バスなどを含めた全市的なバス路線の再編により、将来にわたってバス路線を維持・拡充していくバス体系のことです。

都市機能が集積している都心部においてB R Tを導入し、過度にマイカーに依存しなくとも快適に移動できる、まちなかにふさわしい質の高い交通環境の実現を図ります。

また、多くのバス路線がまちなかで重複していた区間を、B R Tの導入により集約・効率化し、それにより生じた余力（車両や運転手）を郊外に投資し、郊外路線の増便や路線の新設を含めたバス路線の再編を行うことで、将来にわたって持続可能な公共交通体系を目指します（図－1）。



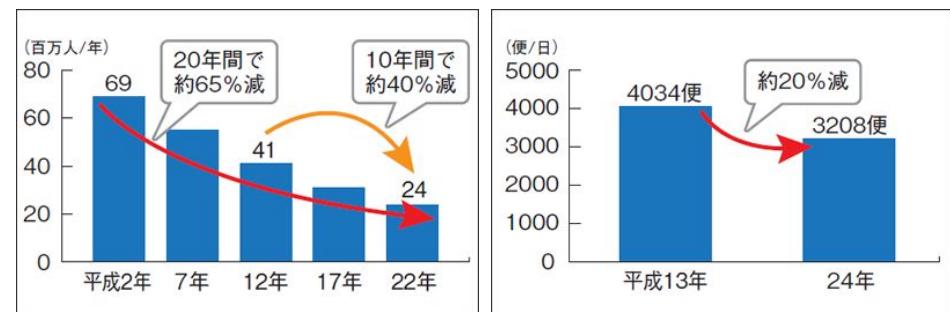
2. バス利用者数の減少に歯止めをかける

新バスシステムを導入した理由は、バス利用者数の減少に歯止めをかけ、持続可能な公共交通体系の実現を図るためでした。

マイカー依存度が高い新潟市におけるバス利用者数は、平成 12 年から 22 年までの 10 年間で約 40% の減少、バスの運行便数は平成 13 年から 24 年までで約 20% の減少となっていました（図－2）。

このため、超高齢社会の進展により、それまでマイカーで移動してきた人が公共交通に頼らなくてはならなくなったときに、公共交通が利用しづらくなっている恐れがありました。

将来を見据え、公共交通を抜本的に改善するため新バスシステムを導入しました。



図－2 新潟市におけるバス利用者数とバス運行便数の推移

3. 段階的な機能向上

新バスシステムの取り組みの中で、平成 27 年 9 月 5 日に、第 1 期運行区間である新潟駅～青山間に B R T を導入しました。第 2 期として新潟駅から鳥屋野潟南部方面への延伸、さらには県庁方面とを結ぶ大きな環状線「基幹公共交通軸」の整備に向け段階的に取り組みます。

併せて、地域内の交通とともに、都心へのアクセス交通を充実させ、この環状線につなぐことで、すべての地域の方たちが、都心周辺のさまざまな都市機能、さまざまな施設を利用する際の利便性を向上させます。

4. 経緯

◆平成 14 年度～16 年度

第 3 回新潟都市圏パーソントリップ調査で基幹公共交通軸の形成方針が示される（一般的路線バスよりも高いサービスレベル等）。

◆平成 21 年度

新たな交通システム導入検討調査の実施。

- ・検討システム：B R T、L R T、小型モノレール

◆平成 22 年 8 月～平成 23 年 5 月

有識者、関係者などからなる「新潟市新たな交通システム導入検討委員会」を設置。同委員会より、B R T、L R T、小型モノレールを導入効果や事業規模、事業環境等の視点から比較した結果、B R T を早期導入すべきとの提言書が提出された。

◆平成 24 年 2 月

新たな交通システム導入基本方針を公表。「新潟駅～白山駅間を第 1 期導入区間として B R T を早期に導入し、将来的に L R T への移行を判断」。

◆平成 24 年 9 月～平成 25 年 1 月

「新潟市 B R T 第 1 期導入区間運行事業者審査委員会」を設置し、新潟交通㈱が運行予定事業者としての適格性を有するとした結果を市長へ報告。

◆平成 25 年 2 月

新潟市 B R T 第 1 期導入計画の公表。都心軸における B R T 導入と全市的なバス路線の見直しを図り、持続可能な「新バスシステム」の実現を目指す。

— B R T 第 1 期導入計画の概要 —

- 新潟交通㈱の提案を踏まえ、青山地区までの延伸を検討する。
- 新バスシステム運用開始時点では、連節バス 4 台と一般バスを組み合わせ、走行空間については既存のバスレーン・規制による暫定型で運行し、段階的に機能強化を図る。
- 導入効果の確認を行ったうえで連節バスを増やすとともに、段階的にバス路線再編・交通結節点整備を進めていく。
- 現地での検証を行いながら、開業 5 年後（平成 31 年度ごろ）を目指し、新潟駅～古町間での専用走行路の設置を目指す。

◆平成 25 年 4 月

新潟交通㈱と基本協定を締結。

◆平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

新バスシステム導入に向け、新潟交通㈱と共に沿線コミ協や各区を対象に 3 巡に渡り説明会を開催したほか、自治会単位での勉強会も含め 119 回の説明を行い、延べ 5,048 名が参加。

◆平成 25 年 12 月

市議会 12 月定例会において、連節バス 4 台の製造に関する契約議案が可決。

◆平成 26 年 4 月

新バスシステムの第 1 期導入区間運行開始に向けて、新潟交通㈱と運行事業協定を締結。

◆平成 26 年 4 月～

交通結節点、情報案内システム、B R T 駅などのインフラ整備に着手。

◆平成 26 年 9 月

新潟交通㈱と新バスシステム事業の運行事業協定に関する細目協定を締結。

◆平成 27 年度

○交通結節点、情報案内システムなどインフラ整備。

○連節バスの愛称を公募により「ツインくる」に決定。

○新バスシステム運行開始（9/5）。

○（運行開始前）新バスシステム事業評価委員会を設置し、新バスシステムの事業効果検証を行う体制を構築。

○（運行開始後）第 1 期導入区間の更なる機能向上に向け、運行状況などの検証、評価。

◆平成 28 年度

○専用走行路の設置に向けた路上バス停設置に係る社会実験を、駅前通りバス停にて実施（11/5～11/13）。

○新潟交通㈱新潟西部営業所構内において B R T 連節バス整備棟を整備。

○市役所ターミナルや情報案内システムなど施設の高機能化によるバス利用環境の向上。

◆平成 29 年度

○新潟駅周辺の道路や高架下交通広場の供用時期、沿線の土地利用の動向などを見据えて、走行環境確保の方向性などを検討。

○青山結節点の機能向上を行うための整備プラン検討。

○戦略的 P R 活動の実施。

◆平成 30 年度

○新潟駅周辺の道路や高架下交通広場の供用時期、沿線の土地利用の動向などを見据えて、走行環境確保の方向性などを検討。

○青山結節点の機能強化のためのバス待合室を設置。

○戦略的 P R 活動の実施。

◆令和元年度

○バス利用者へのアンケートを実施し、新バスシステム・B R T の総括を公表。

○まちづくり×バス交通推進チームを発足

○新潟交通との運行事業協定を延長

○戦略的 P R 活動の実施。

◆令和 2 年度

○新型コロナウイルス感染症によるバス利用者数の減少

○新潟交通との運行事業協定の再延長及び確認書の締結

○令和 4 年度までの改善の取り組みを公表

○改善の取り組みのうちコロナ対策に資するものを補正予算措置

○バス乗換案内サイトの多言語化等機能向上を実施

○戦略的 P R 活動の実施

◆令和 3 年度

○昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症によるバス利用者数の減少

○新潟交通との新潟駅直下バスターミナル供用に向けた連携確認書の締結

○バス交通改善計画に則った取り組みを実施

・新潟日報メディアシップバス停における上屋増設

・青山交通結節点における背面パネルの増設とバス待合室の追加及び、路面標示の整備

・官民連携による新潟日報メディアシップ内及び明石一丁目バス停の情報

案内機器整備

・バス乗換案内サイトの対応路線の拡充及び視覚障がい者対応

◆令和 4 年度

○バス停上屋等整備事業補助制度の設立

○上記制度を活用した情報案内機器の整備

○市役所ターミナル乗換案内標示設置

○バス乗換案内サイト等の使い方を教える「スマホ教室」開始

○変更協定書の締結（終期の延長）

5. 「ツインくる」試乗会、展示会の実施

新バスシステム事業への市民理解の拡大及び事業推進に向けた機運醸成を図ることを目的として、各地域において開催されるイベント等で、「ツインくる」試乗会等を実施。

◆平成 27 年度

中央区、江南区において、「ツインくる」の機能や乗り心地を体験する試乗会を開催。延べ 1,585 人が参加。

◆平成 28 年度

北区、江南区、南区で開催されたイベントにおいて、車両内部を見学できる「ツインくる」展示会を実施。延べ約 3,150 人が参加。

◆平成 29 年度

西区、中央区、江南区、南区で開催されたイベントにおいて、公共交通利用促進を図るため「ツインくる」の展示や周知を実施。延べ約 6,880 人が参加。

◆平成 30 年度

東区、中央区、江南区、西蒲区で開催されたイベントにおいて、公共交通利用促進を図るため「ツインくる」の展示や周知を実施。延べ約 6,250 人が参加。

6. 新バスシステム開業による効果

- ◎郊外線で平日 1 日当たり約 450 本の増便。
(H24 新潟交通提案時点と H27. 9. 5 開業時点との比較)
- ◎萬代橋断面のバス運行本数：約 2,000 本⇒約 1,100 本に集約。（〃）
- ◎バス利用者数について、前年比で開業 1 年目は約 0.8%、開業 2 年目は約 2.5%、開業 3 年目は約 2.3%増加し、開業前以上の利用者数を維持している。開業 4 年目は前年比で減少したものの、開業前と比較し 5.4%増加した（図 - 3）。

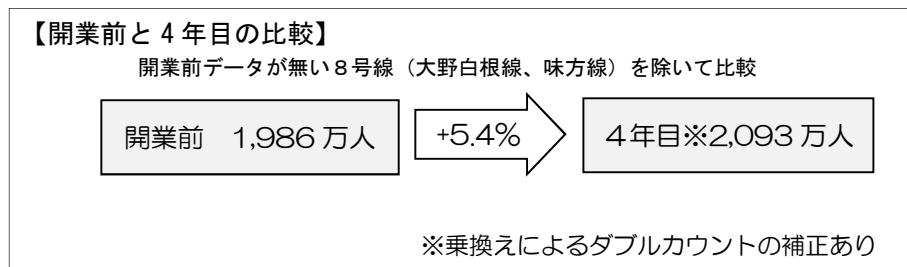


図-3 新バスシステム開業前後の利用者数（新潟交通(株)提供データを基に作成）

7. 今後の目標スケジュール

- ◆令和 5 年度
 - ・現行の運行事業協定の取扱いを決定
 - ・新潟交通と新潟駅バスターミナルの供用を見据えた駅南方面への展開を協議
 - ・バス停上屋等整備事業補助制度の民間による活用を促進
- ◆令和 6 年度
 - ・バス停上屋等整備事業補助制度によるバス待ち環境の改善

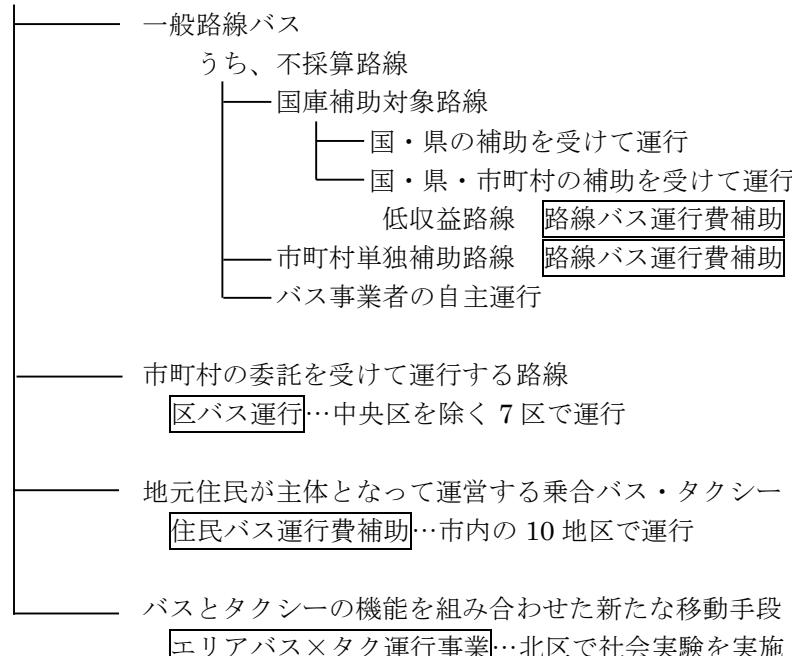
V 生活交通確保維持・強化事業

1. 背景

- (1)バス利用者の減少
- (2)運輸政策審議会自動車交通部会答申（平成 11 年 4 月）
「乗合バス事業に関して地方公共団体がより主体的に関与することが適當」
- (3)道路運送法の改正（平成 14 年 2 月）
不採算路線からの撤退が許可制から届出制へ変更
- (4)バス交通に対する国・県補助制度の改正（平成 14 年 10 月以降の運行）
生活交通路線として必要な広域的・幹線的なバス路線の運行維持
- (5)道路運送法の改正（平成 18 年 10 月）
バス事業に係る規制の緩和
- (6)地域交通の活性化及び再生に関する法律の改正（令和 2 年 11 月）
「地域公共交通の活性化及び再生への取組み」が努力義務化

2. 路線バスの種類

■一般乗合旅客運送事業（道路運送法第 4 条）



3. 路線バス運行費補助について

(1) 事業概要

採算の取れない郊外を運行している路線バスに対し補助を行うことで、学生や高齢者など自動車を運転できない方の移動手段を維持・確保しています。

(2) 運行内容

- ◆国庫補助対象路線：6 系統（R4 年度実績）
→経常収益が経常費用の 11/20 に満たない低収益路線について補助
- ◆市単補助対象路線：21 系統（R4 年度実績）
→不採算路線で国庫補助の対象にならない路線について、運行費の欠損補助

4. 区バス運行事業について

(1) 事業概要

区役所への移動や、区内の生活拠点を結ぶなど、新たに生じた住民ニーズに対応すること等を目的に、地域のまちづくりと連携して、区が主体となり運行しています。

また、バスの位置情報システムや非接触型キャッシュレスシステムを導入する等、バス利便性の向上にも取り組んでいます。

(2) 運行内容（7 区 15 ルート）

- 北 区：太郎代浜ルート
- 東 区：河渡ルート、松崎ルート
- 江南区：アスパーク市民病院ルート
- 秋葉区：新津駅小須戸循環ルート
- 南 区：北部ルート、大鷲ルート、白根・さつき野ルート、東部ルート、新飯田・茨曽根ルート、庄瀬ルート、まちなか循環ルート
- 西 区：坂井輪ルート、中野小屋ルート
- 西蒲区：中之口ルート



小型ノンステップバス

5. 住民バス運行費補助について

(1) 事業概要

バス路線の廃止問題を抱える地区や公共交通空白・不便地域において、地域住民が主体となり運営する乗合事業に対し運行費の一部補助を行い、必要最低限の生活交通を確保します。

(2) 住民バス実施地区（10地区14路線）

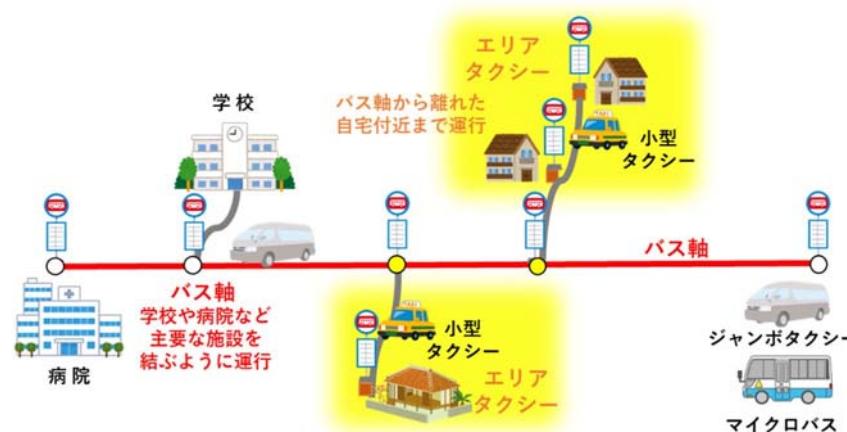
北 区：島見町太郎代線、陽光ニュータウン・葛塚ルート
中央区：下町循環ルート
江南区：亀田酒屋線、曾川酒屋線、一日市大江山線、岡山大江山線、南長瀬大江山線、亀田循環ルート、横越北・南循環ルート
南 区：月潟ルート
西 区：四ツ郷屋赤塚ルート、内野上新町線

6. エリアバス×タク運行事業について

(1) 事業概要

利用が低迷し、非効率な運行となっている路線バスや区バス、住民バスにおいて、路線の集約や減便などを実施していくことによせて、デマンド型のバスを運行する「バス軸」と、小型タクシー車両により集落を区域で運行する「エリアタクシー」を組み合わせた公共交通「エリアバス×タク」により、持続可能な移動を確保していきます。

「エリアバス×タク」運行イメージ



VI 交通バリアフリーの推進

1. バリアフリー新法

高齢者、身体障がい者や妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、平成12年11月に交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）が施行され、本市においても交通バリアフリー基本構想を策定しました。

交通バリアフリー法の施行後、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進することを目的として、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充したバリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が平成18年12月に施行されました。

2. 取り組み方針

バリアフリー新法の基本方針に基づき、公共交通事業者と協力し、1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の鉄道駅などの旅客施設における段差解消やバス停へのバリアレス縁石の導入などのバリアフリー化を推進しています。

※区バスの小型車両におけるノンステップ化は令和3年度で100%を達成

3. 取り組み事例

〔鉄道駅のバリアフリー化推進〕



JR 越後線小針駅
(H30 改札内エレベーター整備)

〔バリアレス縁石の導入〕



秋葉区役所前バス停留所
(H28 バリアレス縁石設置)

VII 羽越本線高速化・新幹線整備促進新潟地区同盟会

～公共交通利用に向けた取組み～
(施策ポスター)

1. 概要

羽越本線沿線地域の恵まれた資源を有効活用するとともに、均衡ある国土形成のため、羽越本線及び白新線の複線化・高速化の推進を図るとともに新幹線の建設促進を図ることを目的とし、活動を行っています。

2. 主な活動

山形県庄内地区（会長：鶴岡市長）・秋田地区（会長：由利本荘市長）の同盟会とともに、促進大会やシンポジウムの開催を通じ、羽越本線高速化・新幹線整備に向けた機運の醸成を図り、国及び鉄道事業者に対する要望活動を実施しています。

3. 活動の方向性

在来線の高速化の実現に向け、以下のことについて重点的に促進します。

- 羽越本線の路線改良、複線化の推進などによる高速化の促進
- 防風柵の設置、気象観測体制の強化などによる安全性の向上、安定輸送の確保
- 新潟駅における新幹線と白新線・羽越本線の同一ホームを活かした更なる接続改善
- 羽越新幹線を整備計画路線に格上げするための法定調査の開始



港湾空港課



新潟港（西港区）



新潟空港



新潟港（東港区）

港 湾

1 新潟港の沿革

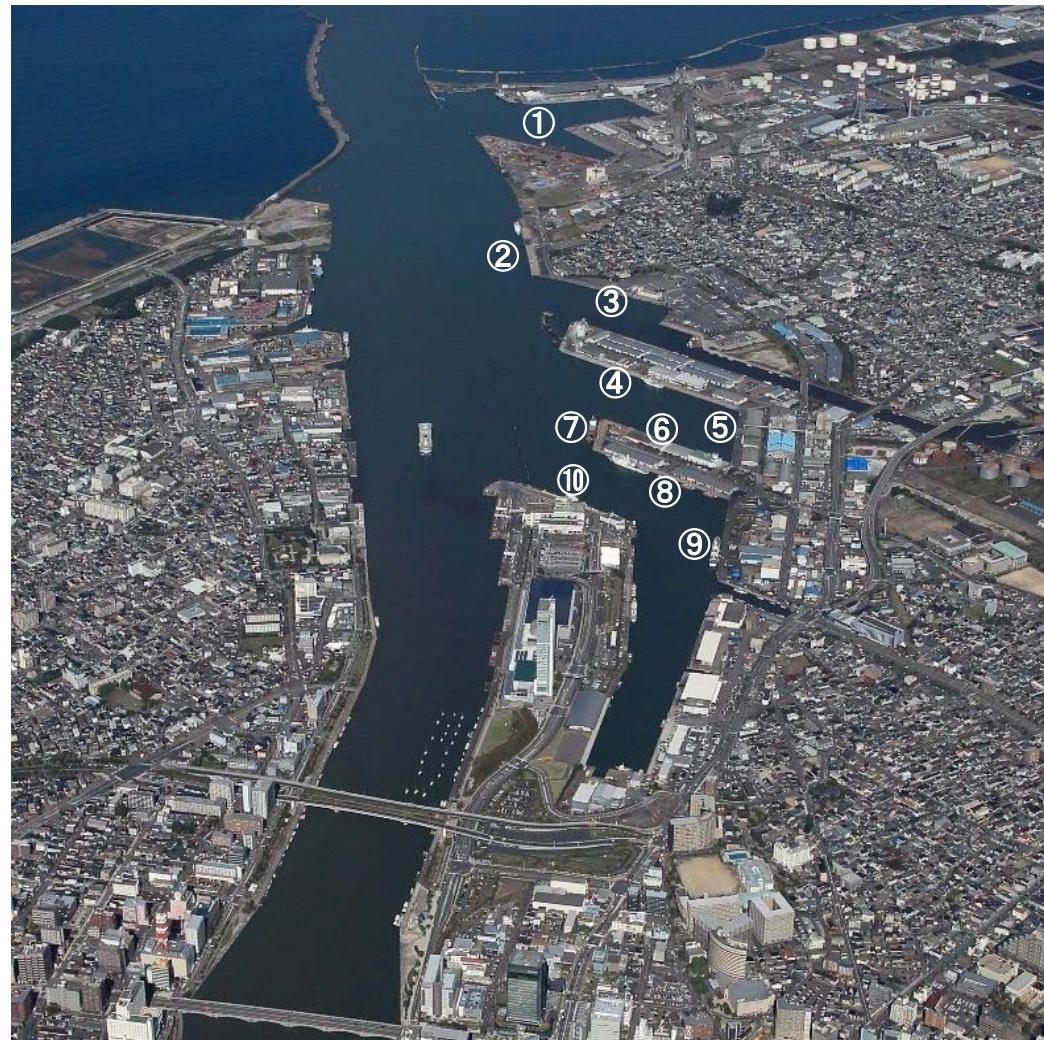
元和2年（1616年）長岡城主堀直寄によって港町としての基礎が築かれる
 寛文11年（1671年）河村瑞賢により西廻り航路の寄港地に指定
 明治元年（1868年）新潟港が五港(函館・新潟・神奈川・兵庫・長崎)の一つとして開港
 明治29年（1896年）西突堤の建設工事開始
 明治42年（1909年）大河津分水事業の工事開始（1922年通水）
 大正4年（1915年）市営により県営ふ頭地区の修築工事開始（1926年完成）
 大正12年（1923年）新潟臨港会社により臨港ふ頭地区の築港工事開始（1926年完成）
 昭和4年（1929年）日満航路開始 対岸貿易の門戸として栄える
 昭和26年（1951年）重要港湾に指定
 昭和27年（1952年）航行安全宣言
 昭和30年（1955年）海岸決壊 地盤沈下が激しくなる
 昭和38年（1963年）東港区建設工事が太郎代地区において開始
 昭和39年（1964年）関屋分水路事業の工事開始
 新潟地震発生 港湾施設も壊滅的被害をこうむる
 昭和42年（1967年）特定重要港湾に指定
 昭和44年（1969年）東港区開港
 昭和47年（1972年）関屋分水路通水
 昭和55年（1980年）外航コンテナ船就航（トランシベリアコンテナ航路）
 昭和56年（1981年）万代島ふ頭 旅客上屋等が完成・供用開始
 昭和58年（1983年）東港区LNGバース供用開始
 昭和59年（1984年）東港区重量物荷役機械（ガントリークレーン）供用開始
 内航コンテナ定期航路（日本海ライン）就航
 昭和61年（1986年）新潟港港湾計画改訂（6月）
 昭和62年（1987年）東港区コンテナヤードの上屋が完成・供用開始
 昭和63年（1988年）東港区東ふ頭に-14m岸壁が完成
 台湾、香港、韓国を結ぶ東南アジアコンテナ航路開設
 韓国釜山港との間に釜山航路開設
 平成2年（1990年）東港区中央ふ頭に-13m岸壁が完成・供用開始
 平成4年（1992年）新潟港とウラジオストク港の間で姉妹港協定締結
 平成5年（1993年）新潟～ウラジオストク客船航路開設
 平成6年（1994年）新潟ポートセンターが東港区に完成
 平成7年（1995年）大連、天津、上海を結ぶ中国航路開設
 日本海側唯一の中核国際港湾として位置づけられる
 東港区西ふ頭にガントリークレーン2号機完成

平成8年（1996年）新潟港が国から輸入促進地域（FAZ）の指定を受ける（3月）
 新潟港と大連港の間で友好港協定締結（6月）
 東港区西ふ頭に国際海上コンテナーミナルが供用開始（暫定-12mで供用 9月）
 東港区西ふ頭にガントリークレーン3号機完成
 平成9年（1997年）新潟東港コンテナーミナル管理棟完成（11月）
 平成10年（1998年）東港区西ふ頭地区にFAZ施設の定温薰蒸庫と定温庫が供用開始（4月）
 平成11年（1999年）北朝鮮、韓国、新潟を結ぶ北東アジア航路開設（8月）
 平成12年（2000年）新潟港港湾計画改訂（7月）
 「新潟みなとトンネル」貫通（8月）
 平成14年（2002年）「新潟みなとトンネル」、「柳都大橋」供用開始（5月）
 平成15年（2003年）万代島地区に「朱鷺メッセ（コンベンション複合施設）」が開業（5月）
 平成16年（2004年）東港区に大型エックス線検査装置を配備（3月）
 東港区西ふ頭にガントリークレーン4号機完成
 平成17年（2005年）「新潟みなとトンネル」全線開通（7月）
 「市道中央3-176号線（海岸道路）」開通（7月）
 平成18年（2006年）東港区ガントリークレーン強風により倒壊（11月）
 平成19年（2007年）東港区臨港地区指定（3月）
 平成20年（2008年）東港区ガントリークレーン5号機供用開始（5月）
 平成22年（2010年）万代島地区に市民市場「ピア Bandai」開業（10月）
 平成23年（2011年）特定重要港湾から国際拠点港湾に変更（4月）
 東港区西ふ頭4号岸壁の一部を供用開始（5月）
 日本海側拠点港（総合的拠点港、国際海上コンテナ、LNG部門）
 に選定（11月）※LNG部門は直江津港と連名）
 平成24年（2012年）PORT OF THE YEAR 2011（特別賞）に選定される（1月）
 東港区西ふ頭4号岸壁全面供用開始（6月）
 平成26年（2014年）新潟港コンテナーミナルの運営を民営化（4月）
 平成27年（2015年）新潟港港湾計画改訂（3月）
 西港区に信濃川右岸緑地（万代テラス）が完成・供用開始（5月）
 平成28年（2016年）東港区南ふ頭を大型客船受入可能に改修
 平成29年（2017年）東港区西ふ頭にガントリークレーン6号機供用開始（7月）
 平成30年（2018年）万代島地区に万代島多目的広場の屋内広場が完成・供用開始（3月）
 平成31年（2019年）西港区開港150年。東港区開港50年。
 令和元年（2019年）東港区西ふ頭にガントリークレーン7号機供用開始。

2 港 湾 施 設

港図-1

新潟港西港区



「写真提供:国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所」

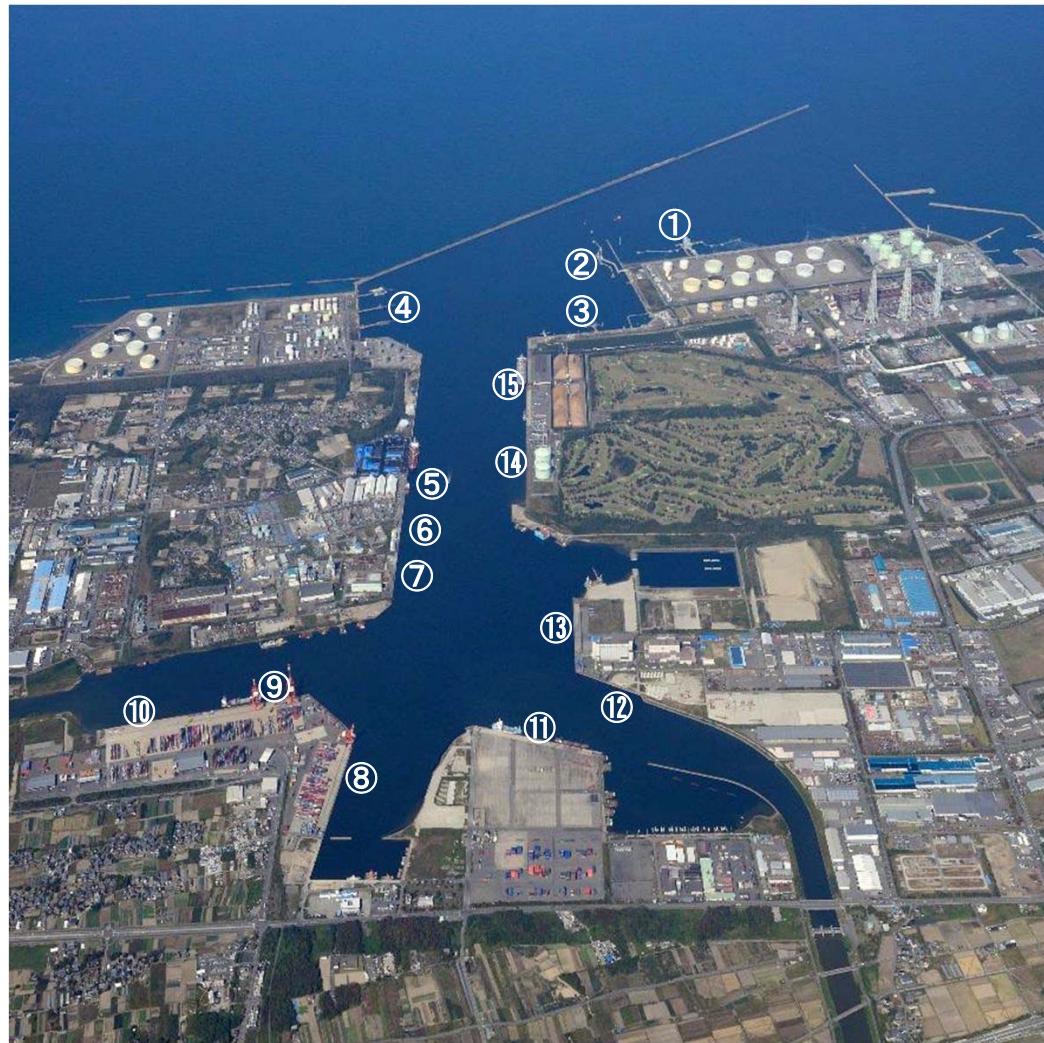
港表-1

主要係留施設一覧

番号	名 称	延長(m)	水深(m)	バース数
①	臨港ふ頭(民営)	1,550	4.0～11.0	8
②	山の下ふ頭 北側岸壁	330	9.0	2
③	山の下ふ頭 南側岸壁	260	7.5	2
④	北ふ頭1・2号岸壁	427	7.5～9.5	3
⑤	東ふ頭岸壁	231	7.5	2
⑥	中央ふ頭 北側岸壁	294	9.5	2
⑦	中央ふ頭 先端岸壁	137	7.5	1
⑧	中央ふ頭 南側岸壁	307	7.5	2
⑨	南ふ頭岸壁	288	7.5	2
⑩	万代島ふ頭	1,331	3.5～7.5	9

港図-2

新潟港東港区



港表-2

主要係留施設一覧

番号	名 称	延長(m)	水深(m)	バース数
①	新潟LNGバース(民営)	ドルフィン	14	1
②	東3号 さん橋	ドルフィン	13	1
③	東1号 さん橋	ドルフィン	13	1
④	西1号～3号 さん橋	776	7.5	6
⑤	中央ふ頭 岸壁	232	13	1
⑥	全農グリーンリソース 1号～2号岸壁(民営)	260 197	13 7.0	1 2
⑦	日本製鉄バース岸壁(民営)	250	7.5	2
⑧	西ふ頭 1号～2号岸壁	130 185	7.5 10	1 1
⑨	西ふ頭 3号岸壁	350	12	1
⑩	西ふ頭 4号岸壁	250	12	1
⑪	南ふ頭 木材1号～2号岸壁	370	10	2
⑫	全農サイロバース(民営)	100	6	1
⑬	東ふ頭 1号岸壁	280	14	1
⑭	日石ガスAバース(民営)	150	6	1
⑮	中央ふ頭 東1号～2号岸壁	520	13	2

「写真提供:国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所」

3 新潟港コンテナ航路

港表-3-1 外貿定期コンテナ航路

※2023年6月13日現在

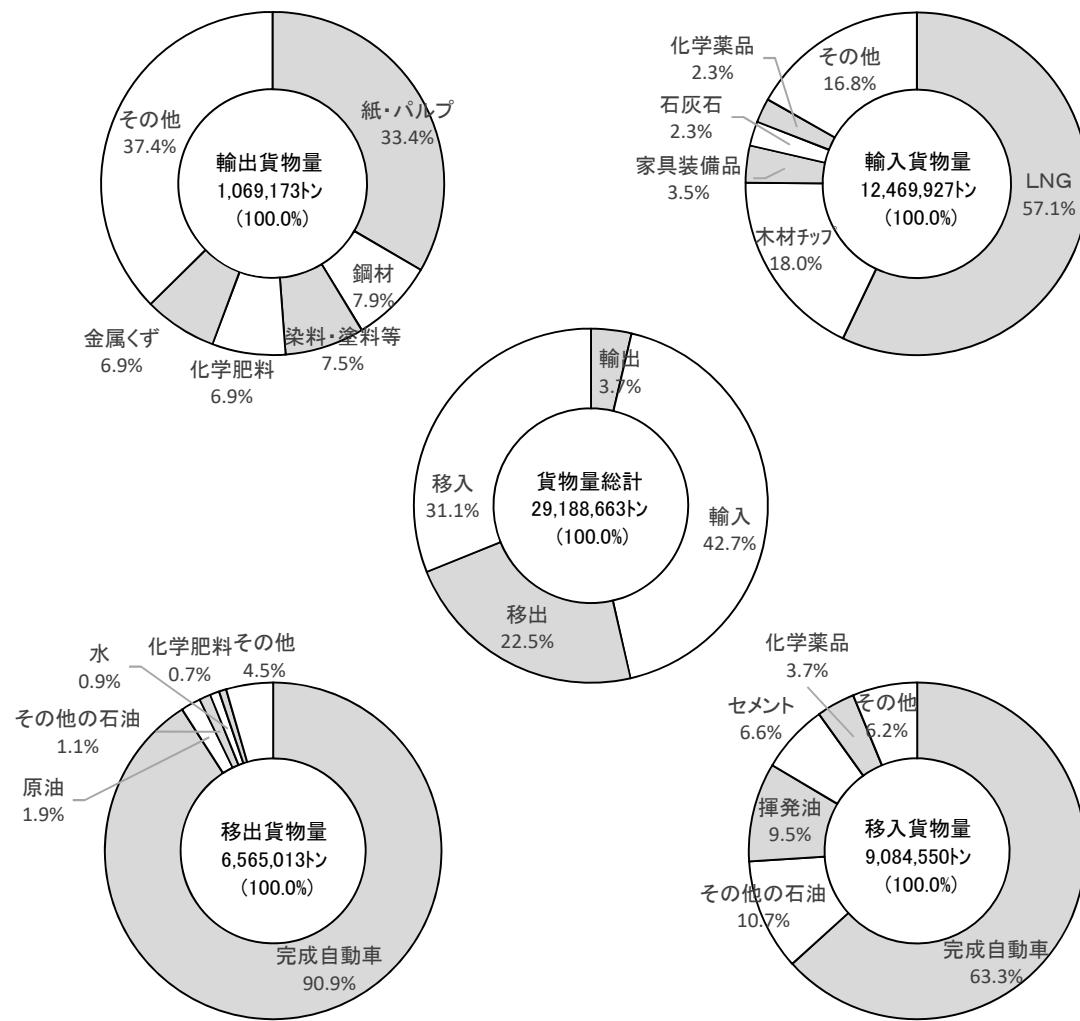
航路名	船社名	配船日	寄港地						
			日	月	火	水	木	金	土
韓国航路	シノコー(シノコー成本) R3.8(R5.4改編)	週1便 (木)	釜山新港		直江津	秋田	新潟		釜山
	HEUNG-A LINE(シノコー成本) R3.2(R3.6改編)	週1便 (火)	釜山新港	金沢	新潟	舞鶴	境港		釜山
	Xプレスフィーダーズ(ヘスコ・エージェンシーズ) H30.9	週1便 (日)	新潟	富山	秋田	金沢	釜山新港	釜山新港	
中国・韓国航路	天敬海運(CKマリタイム) H.19.10(H29.7改編) 高麗海運(高麗海運ジャパン) H.25.7(H29.7改編)	週1便 (土)	大連			浦項 釜山	釜山		新潟
			富山	直江津		蔚山 釜山 釜山新港			天津新港
	南星海運(南星海運ジャパン) 汎州海運(アジアカーゴサービス) R2.4(R2.8改編)	週1便 (火)	釜山		新潟	富山	金沢		蔚山 釜山
			光陽		寧波	寧波 上海	上海		釜山
	高麗海運(高麗海運ジャパン) 南星海運(南星海運ジャパン) R3.3(R3.6改編)	週1便 (土)	釜石	苦小牧		石狩		酒田	新潟
				釜山	釜山 蔚山	光陽		上海	上海
			寧波		釜山	釜山		常陸那珂	仙台
	高麗海運(高麗海運ジャパン) 南星海運(南星海運ジャパン) R3.3(R3.6改編)	週1便 (水)	釜山	金沢	富山	新潟	苦小牧	苦小牧	石狩
				境港	釜山	釜山 蔚山	光陽		天津新港
			天津新港	青島	青島	釜山	釜山	釜山	
			仙台	小名浜	常陸那珂	清水	大分		釜山
			釜山 光陽	光陽	連雲港	連雲港	青島		釜山
中国航路	神原汽船 H7.5(R4.6改編)	週2便 (火・金)		富山	新潟		小樽		
				上海			金沢	新潟	
					大連	青島		上海	

港表-3-2 国際フィーダー航路

※2023年5月17日現在

井本商運 R4.11	週1便 (火)	ひびき (北九州港)		秋田	新潟	富山		ひびき (北九州港)
		ひびき (北九州港)	神戸				神戸	ひびき (北九州港)

港表－8 出入貨物構成（令和3年）



港表－9

輸出貨物仕向国別表（令和3年）

(単位：フレート・トン)

仕向国	貨物量
韓国	350,995
中国	222,509
ベトナム	171,583
台湾	105,547
マレーシア	50,719
タイ	41,188
フィリピン	26,795
その他	99,837
合計	1,069,173

港表－10

輸入貨物仕出国別表（令和3年）

(単位：フレート・トン)

仕出国	貨物量
マレーシア	2,229,846
オーストラリア	1,578,011
ロシア	1,428,057
中国	1,336,098
カタール	996,863
ベトナム	937,232
南アフリカ	932,309
その他	3,031,511
合計	12,469,927

※フレート・トン：容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを1トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

- 2. 4. 16 全国に緊急事態宣言発令
- 2. 5. 14 39県で緊急事態宣言解除
- 2. 5. 25 全国で緊急事態宣言解除
 - 5月初めから6月中旬にかけて1日あたり出発到着46便のところ14～16便程度まで減便
 - ピーチ・アビエーション：4. 10～6. 18まで全便運休
 - フジドリームエアラインズ：4. 28～5. 17まで全便運休
 - 日本航空：5. 18～6. 14まで全便運休
- 2. 7. 22 東京都以外でGo To トラベル開始
 - 8月は1日あたり出発到着46便中成田往復2便と中部の1往復2便を除く42便まで運航
- 2. 10. 1 東京都を含む全国でGo To トラベル開始
- 2. 12. 28 Go To トラベル停止
- 3. 1. 7 埼玉・千葉・東京・神奈川に緊急事態宣言発令
- 3. 1. 14 栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡に緊急事態宣言発令
 - 1月下旬から2月末にかけて1日あたり出発到着44便のところ12～14便程度まで減便
 - ピーチ・アビエーション：1. 18～3. 12まで全便運休
 - フジドリームエアラインズ：1. 25～3. 7まではほぼ全便運休

令和2年度新潟空港国際線航空路線の経緯

- 2. 6. 1 新潟－台北線新規就航（タイガーエア台湾）
- ※全期間運休
- その他の国際線も全期運休中

令和3年度新潟空港国内線航空路の経緯

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が令和3年4月25日から9月30日にかけて就航
 先の北海道、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県を含む21都道府県に断続的に発令される。
 その後、一時的に感染状況が落ち着くが、年明けの令和4年1月9日から3月21日まで（新潟県は1月21日から3月6日まで）再び、就航先の北海道、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県を含む36都道府県に断続的にまん延防止等重点措置が適用された。

以上のような状況から需要に応じた運航となり運休便が相次いだ。
 ※定期便の提供座席数としては前年より2割程度増えたものの新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前、令和元年度の6割程度に留まった。

- 新潟－成田線は現在まで全て運休中
- 4. 3. 27 新潟－神戸線開設（フジドリームエアラインズ）
 新潟－名古屋（小牧）線（フジドリームエアラインズ）1便増便し、2便／日

令和3年度新潟空港国際線航空路線の経緯

航路予定便が全期間運休

9 新潟空港周辺環境対策

新潟空港では、「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」により、昭和52年、54年、57年に国が騒音対策区域を指定し、国の制度として、住宅の騒音防止対策工事及び空調機器の更新工事に対する助成措置がとられている。住宅騒音防止対策工事はほぼ終了しており、現在は空調機器の更新工事を実施している。

また、県市の独自対策として、空調機稼働にかかる電気料助成、防音サッシ修理費助成を実施している。

なお、平成24年に国が騒音対策区域の見直しを行い、第一種区域の指定を解除された区域に対し、令和3年度まで県市で経過措置を実施していた。

令和4年度の事業実施状況

(単位:円)

事業の内容	件(台)数	事業費	経費負担の内容内訳				
			国庫補助金	県補助金	市補助金	住民負担額	その他
国制度分	空調機器更新工事	30台	4,232,518	2,117,123	895,402	895,403	324,590
県市独自対策	空調機稼働電気料助成	626件	18,392,400		9,196,200	9,196,200	
	共同利用施設空調機稼働電気料助成	3件	830,917		415,458	415,459	
	防音サッシ修理費助成	2件	115,500		46,200	46,200	23,100
合 計		23,571,335	2,117,123	10,553,260	10,553,262	347,690	0



令和5年度 港湾空港課 主要事業

事業名	事業の概要
新潟港利用活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○万代島にぎわい空間の創造事業 万代島多目的広場（通称“大かま”）の指定管理によるにぎわい創出と効率的な管理運営を行うほか、平成30年度に策定した万代島地区将来ビジョンの実現に向け、民間活力を活かしつつ、市民市場（ピアBandai）とともに万代島地区の更なる交流人口の拡大を図る。
新潟港の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体連携事業 新潟港背後圏内の自治体間による連携事業を実施し、新潟港の振興と地域経済活性化を図る。 ○コンテナ補助金 新潟港を利用してコンテナ貨物の輸出を行う事業者を支援し、新潟港の利用拡大を図る。
新潟空港利用活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟空港の利便性をより多くの方から知ってもらうために、空港PRを強化し利用活性化に取り組む。 ○新潟空港周辺道路の現況調査を行うほか、策定後の新潟空港将来ビジョンで描かれる将来像を見据えた交通量推計を行い、交通課題を抽出する。また、抽出された課題への対応策について検討を行う。
空港周辺環境対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅騒音防止対策事業〔国制度分〕 新潟空港周辺の防音工事実施住宅における空調機器更新工事の補助を行う。 ○電気料及び防音サッシ修理費助成事業〔県市独自対策〕 防音工事実施住宅に設置された空調機器の電気料助成、サッシ修理費助成を行う。
新潟空港整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟空港整備事業費負担金 国が実施する新潟空港施設整備等の工事費の一部を負担する。

技術管理課

技術管理課は、新潟市の実施する公共工事に関する技術基準や設計・積算基準の作成などの事業を行っています。

工事検査室は、新潟市が発注する公共工事及び設計委託業務等の検査・点検を行っています。



i-Construction

※国土交通省 i-Construction ロゴマーク

i-Construction : 建設生産システム全体の生産性向上を図り、

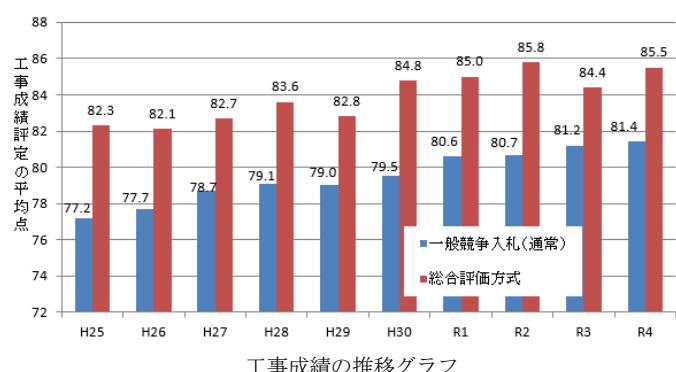
魅力ある建設現場を目指す国土交通省の取組の総称

4 総合評価方式の試行

「総合評価方式」とは、公共工事等の契約相手先を決定する入札方法の一つで、これまで主に行われてきた「価格競争方式」（標準的な設計・施工方法に基づいて最も安い価格で入札した企業を落札者に決定する方法）とは異なり、価格と企業の技術力とを総合的に評価して落札者を決定する方法です。今年度（令和5年度）は50件程度の工事について試行を予定しています。

① 総合評価の試行件数

年　度	実施件数
令和4年度	53件
令和3年度	50件
令和2年度	60件
平成元年度	58件
平成30年度	49件
平成29年度	53件
平成28年度	98件
平成27年度	78件
平成26年度	115件
平成25年度	118件
平成24年度	121件
平成23年度	275件



5 技術職員の人材育成

平成21年3月に「技術職員の能力育成に関する基本方針」を策定し、職場研修（OJT）や職場外研修（OFF-JT）、自己研修などによる能力向上を推進してきたところです。更なる技術力向上を図るため、平成29年3月に「土木技術職員人材育成計画」を策定し、運用を進めています。また、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえWeb会議システム等を利用した研修の開催など開催方法についても工夫を行い、充実した研修となるよう、改善を行いました。

② 技術管理課で取りまとめを行った研修の参加者延べ人数

年　度	内部研修	外部研修
令和4年度	314人	188人
令和3年度	53人	190人
令和2年度	57人	130人
令和元年度	353人	278人
平成30年度	502人	397人
平成29年度	348人	541人
平成28年度	597人	425人
平成27年度	900人	416人
平成26年度	975人	304人
平成25年度	964人	393人
平成24年度	470人	351人
平成23年度	187人	297人



工事検査室

1. 工事検査

工事検査室では、当初設計金額 500 万円以上の工事について、しゅん工検査をはじめとする各種検査を実施しています。

500 万円以上は、専門検査員（技術管理課の職員）を中心に指定検査員（検査業務を委嘱した工事担当課の係長以上の職員）の協力を得るなど、円滑な業務の遂行に努めています。

工事検査の件数

検査種別	H30	R1	R2	R3	R4
しゅん工	675	690	730	673	685
出来形	7	2	11	9	9
完済部分	0	0	0	0	0
部分使用	228	114	232	162	214
中間技術	41	57	52	27	29
合計	951	863	1,025	871	937

2. 工事点検

適正かつ円滑な工事施工に資するため、令和 4 年度まで、当初設計金額 500 万円以上の工事について、主に施工体制の確認を行うための点検を実施していました。引き続き、国土交通省が行う公共工事の「施工体制に関する全国一斉点検」に参加し、さらなる施工体制の向上に努めていきます。

工事点検の件数(全国一斉点検は含まない)

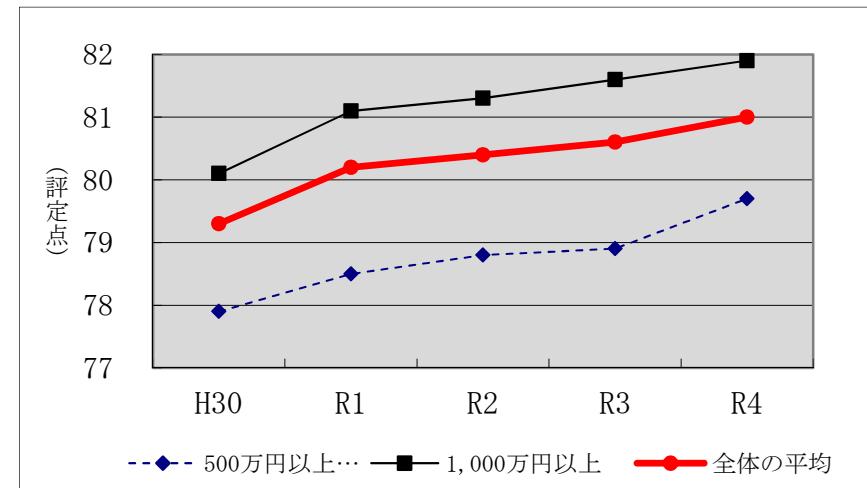
項目	H30	R1	R2	R3	R4
点検件数	624	663	680	639	619

3. 工事成績評定

本市が発注する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的に工事成績評定を実施しています。

年度別の工事成績評定点

項目	H30	R1	R2	R3	R4
500 万円以上 1,000 万円未満	77.9	78.5	78.8	78.9	79.7
1,000 万円以上	80.1	81.1	81.3	81.6	81.9
全体の平均	79.3	80.2	80.4	80.6	81.0



4. 優良工事表彰

本市が発注する建設工事のうち、工事成績が特に優秀で、他の模範となる工事を施工した受注者を表彰することにより、本市における建設工事の品質確保と建設技術の向上発展に資することを目的に開催しています。

優良工事表彰は、以下の部門で構成され、主に工事成績評定点をもとに評価されます。

下請企業表彰は、優良工事の施工にあたり、その功績が特に顕著な下請企業を表彰するもので、優良工事の受注者が1件につき1業者推薦できます。

優良工事表彰件数

年 度 部 門 \	H30	R1	R2	R3	R4
土木一式	2	2	2	2	2
ほ 装	2	2	3	3	2
下 水 道	2	2	2	2	2
建 築 一 式	2	2	2	2	2
電 気	2	2	2	3	2
管	2	2	2	2	2
造 園	1	1	1	1	1
そ の 他*	4	4	4	4	3
区長推薦	7	7	8	8	8
優良工事計	24	24	26	27	24
下 請 企 業	11	9	14	14	12

*その他部門は、R2から新設工事と新設以外に区分して表彰しています。

・令和4年度 優良工事表彰式

優良工事表彰者



下請企業表彰者



新潟駅周辺整備事務所



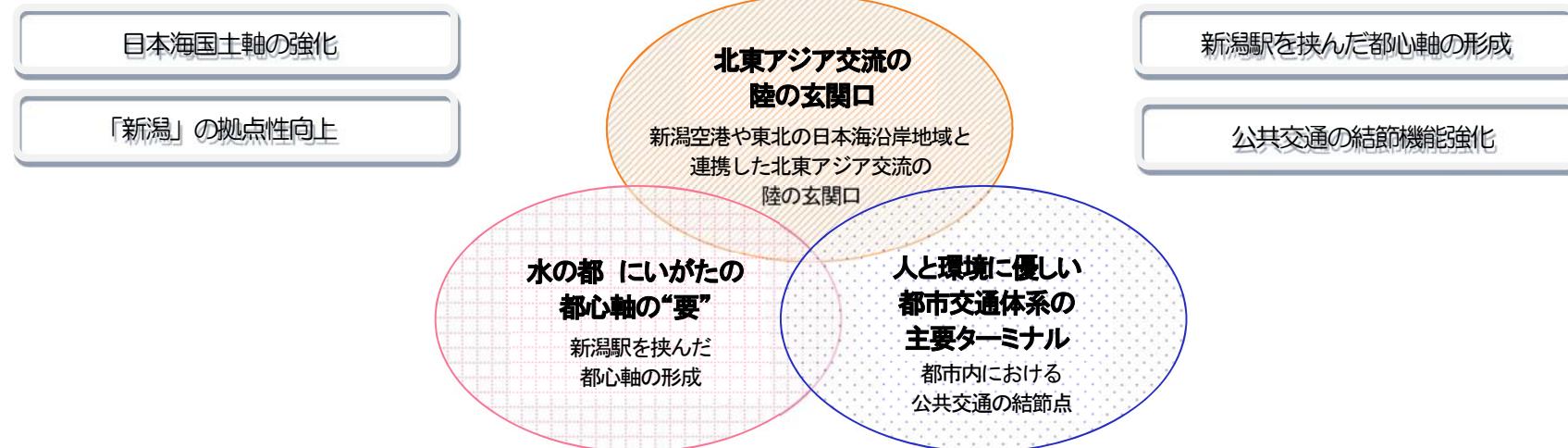
整備中の新潟駅万代広場（令和5年4月14日撮影）

I 新潟駅周辺整備について

1 事業目的

新潟駅周辺整備は、日本海拠点都市にふさわしい都市機能の強化に向けて、鉄道在来線の高架化や立体交差道路、関連幹線道路及び駅前広場などの都市基盤をはじめ、駅周辺市街地の総合的な整備を図るもので

2 新潟駅周辺地区の役割と将来像



3 整備方針・目的と事業計画概要

（連続立体交差事業） 鉄道高架化事業

- 南北市街地の一体化（高架下空間の有効利用、区画道路の整備など）
- 踏切の除却による安全性・利便性の確保
- 新幹線・在来線同一ホーム乗り換えの利便性向上による日本海国土軸の強化（新幹線・在来線同一ホーム事業…完了）

事業計画概要

- JR信越本線等連続立体交差事業…全線高架化切換え完了
高架区間 L=約 2.5km
(撤去踏切：米山踏切、天神尾踏切)…完了
- 高架側道（1～5号）…1号と2号の一部区間完了
- 区画道路（1～9号）…1～3号完了

立体交差事業 関連幹線道路整備事業

- 自動車の安全かつ円滑な交通の確保
- 歩行者、自転車の安全性・利便性の確保
- 電線類地中化による都市景観や都市防災の向上など

事業計画概要

	立体交差道路整備	関連幹線道路整備	
■新潟鳥屋野線	L=819m	W=30m	…完了
■新潟駅西線	L=831m	W=22m	
■新潟駅東線	L=750m	W=22m	
(※歩道・自転車道のみ)	L=144m	W=5.5m	
■明石紫竹山線	L=766m	W=18~20m	
	立体交差道路整備	関連幹線道路整備	
■弁天線	L=330m	W=60m	…完了
■駅南線	L=144m	W=16m	…完了
■出来島上木戸線	L=1,855m	W=22m	

駅前広場整備事業

万代広場・新潟駅バスターミナル(高架下広場)の整備

- 乗り換え利便性の向上
 - 広場内へのバス・タクシー・一般車の混入解消
 - 人を癒し、にぎわいの絶えない空間の創出
- 事業計画概要**
- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ■万代広場 | A=約 18,600 m ² |
| ■南口広場 | A=約 14,000 m ² …完了 |
| ■新潟駅バスターミナル(高架下交通広場) | A=約 4,400 m ² …部分整備完了 |

その他の関連事業

- 駅周辺市街地の整備 …南口第二地区再開発事業完了
(駅周辺の土地の有効利用や高度利用の促進)
- 白山駅周辺整備事業 …完了



4 経緯

【年 度】	【主なトピック】
昭和62年度	<ul style="list-style-type: none"> 国鉄分割民営化（新潟車両基地の移転決定により新潟駅周辺整備実現の可能性が浮上） 鉄道連続立体交差化を含めた新潟駅周辺整備についての調査開始（調査主体：市）
平成4年度	<ul style="list-style-type: none"> 新潟駅周辺整備対策室設置 新潟県・新潟市共同調査開始
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> 連続立体交差事業調査採択（調査主体：県）
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> 新潟駅周辺整備関係機関連絡調整会議設置 「旧国鉄清算事業団用地」取得（3.0ha 125.4億円）
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> 「新潟駅周辺整備基本構想」の公表 新潟駅周辺まちづくり懇談会、地元自治会長説明会、シンポジウム、アンケート調査等の実施
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想周辺自治会等説明会の開催 市民意見交換会「わいわいガヤガヤ駅サイト」開催
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 連続立体交差事業着工準備採択（事業主体：県） 新潟駅周辺計画課新設 「新潟駅周辺整備計画策定方針」の公表 まちづくり駅際都シンポジウムの開催
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 新潟駅付近連続立体交差事業協議会設置 新潟駅付近連続立体交差事業促進期成同盟会設立 「新潟駅周辺整備計画素案」の公表、説明会の開催（19回） 「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」開始
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ワールドカップサッカー大会における交通・情報実験の実施及び総合都市情報システム基本計画案の作成 「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」最優秀賞決定

平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会「新潟駅連続立体交差事業及び総合交通体系調査特別委員会」設置 ・出張PRコーナーの開催、まちづくりセッションの開催 ・「都市計画素案の概要」説明会（9回）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場等基本設計 ・「将来の新潟駅駅前広場を考える市民の集いワークショップ」の開催 ・新潟駅駅前広場整備に関する出張PRコーナーの開催
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟駅周辺整備に関する都市計画素案」説明会開催（6回） ・「新潟駅周辺整備計画」都市計画決定を告示
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路（新潟鳥屋野線・新潟駅西線・弁天線）都市計画事業認可 ・新潟駅付近連続立体交差事業 都市計画事業認可 ・「新潟駅南口広場実施設計ワークショップ」（3回）
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市移行に伴い、新潟駅付近連続立体交差事業の事業主体が、県から市へ移管 ・都市計画道路（出来島上木戸線）事業認可 ・新潟駅付近連続立体交差事業計画変更事業認可 (「新潟駅新幹線・在来線共用ホーム整備事業」及びJR負担率変更（7%⇒8%）の認可) ・市民による新潟駅南口広場活用計画づくりワークショップ（3回）
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による新潟駅南口広場整備ワークショップ（3回） ・コネクターキューブ図柄の市民アンケート実施 ・新潟駅舎南側歩行者通路（ペデストリアンデッキ）供用開始 ・新潟駅南口広場バスエリア供用開始
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟駅南口広場工事完了 ・白山駅周辺まちづくり勉強会開催（2回） ・新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業施設建築物竣工 ・新幹線高架下情報発信施設「情報ポケット新潟」供用開始
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・弁天線電線共同溝工事着手 ・白山駅周辺まちづくり勉強会開催（4回）

平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟駅周辺整備の事業計画の見直し（工程、整備手順など） ・ 信越、白新線方での仮線切換え（2線実施） ・ 新潟鳥屋野線電線共同溝工事着手 ・ 新潟駅周辺整備関連道路事業検討会議開催（5回）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天線全線供用 ・ 新潟駅仮ホーム（8・9番線）供用開始、6・7番線撤去 ・ 万代広場基本計画見直し実施及び部分整備基本計画策定（ワークショップ4回） ・ 都市計画道路（寄居浜女池線・白山）事業認可 ・ 出来島上木戸線電線共同溝工事着手
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山駅駅舎及び自由通路供用 ・ 万代広場部分整備着手に伴い出張PR実施（2回）
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南線（けやき通り）供用 ・ 万代広場部分整備 及び 白山駅前広場整備 ・ 万代広場基本計画見直し実施（ワークショップ3回） ・ 越後線方での仮線切り替え ・ 寄居浜女池線（白山）供用
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山駅駅前広場供用 ・ 万代広場部分整備供用
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟駅周辺高架橋築造・駅舎上屋建築進捗 ・ 新潟鳥屋野線・出来島上木戸線整備進捗 ・ 新潟駅周辺高架橋築造・駅舎上屋建築進捗
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟鳥屋野線・出来島上木戸線整備進捗 ・ 新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（4回）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 越後線高架化完成（高架駅第一期開業） ・ 米山・天神尾踏切の除却 ・ 新幹線・在来線同一乗り換えホーム供用

令和元年度	<ul style="list-style-type: none">・新潟鳥屋野線供用・新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（1回）
令和2年度	<ul style="list-style-type: none">・新潟駅高架2番線ホームエレベーター供用・新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（2回）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（2回）・信越本線・白新線高架橋完成
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・在来線全線高架化・新潟駅バスターミナルの歩道の供用開始・区画道路1・2・3号供用開始

5 令和5年度事業概要

事業名	概要
連続立体交差事業 (鉄道高架化事業)	高架橋と併走する地上の仮線撤去を進めます。
立体交差道路の整備 関連幹線道路の整備	都市内交通の円滑化と歩行者・自転車の安全性確保のため、鉄道と立体交差する新潟駅西線や新潟駅東線(歩道・自転車道のみ)と、関連する幹線道路の出来島上木戸線などの整備を進めます。
駅前広場の整備	新潟駅の拠点化とにぎわいの創出及び公共交通結節点としての機能強化に向けて、新潟駅バスターミナル(高架下交通広場)の整備と、市民の思いを反映した万代広場の整備を行います。
市街地再開発事業	新潟駅周辺地区におけるまちづくりの支援を行い、土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。



万代広場の整備状況（令和5年6月撮影）



在来線高架化工事（仮線・仮ホーム撤去後）の状況

新潟駅周辺整備のスケジュール

平成30年度

高架駅第一期開業・踏切除却



令和元年度

新潟鳥屋野線供用



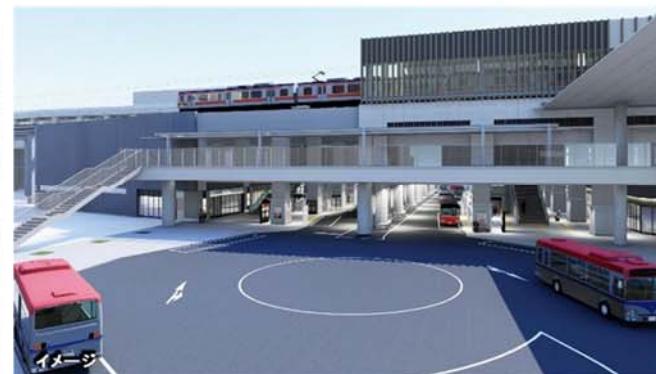
令和4年度

R4.6.5全線高架化



令和5年度
(予定)

新潟駅バスターミナル
(高架下交通広場) 供用



令和7年度
(目標)

万代広場完成イメージ



※令和5年度以降のイメージです。今後の整備により変更の可能性があります。万代広場のバス乗車場部分は令和5年度に供用予定。

II 新潟駅周辺地区の市街地再開発事業について

1 新潟駅万代広場周辺の再開発事業

弁天町地区では、昭和49年12月に再開発組合が設立され、昭和56年10月にはビジネスホテルをキー・テナントとしたA工区が竣工しました。

これに続き、花園一丁目地区では平成14年11月に店舗やホテル、コミュニティホールなどを含む再開発ビルが竣工しました。

なお、弁天町地区B工区においては、平成12年度に基本計画、平成13年度には推進計画を作成し、事業化に向けた調整を行っています。

2 新潟駅南口広場周辺の再開発事業

新潟駅南口広場周辺では、昭和46年10月の上越新幹線の新潟駅乗り入れ決定を契機に、駅南地区約15.4haを対象に「新潟駅南口再開発基本計画」を策定しました。

第一地区は、市施行により、昭和53年に都市計画決定、昭和60年4月に「プラーカ新潟」としてオープンしました。

これを皮切りに、第四地区D3街区では、平成8年3月に事務所や駐車場を含む「新潟駅南センタービル」が竣工したほか、第二地区では、平成22年2月に、住宅、商業・業務施設を含む「LE XN／レクスン」が竣工しました。

また、E地区E2街区及びF地区F2街区では、それぞれ平成元年3月及び平成11年1月に優良建築物等整備事業等により共同住宅等が竣工しました。

その他の地区については、随時地権者と情報交換や協議を行うなど事業化に向けた支援を行っています。

新潟駅周辺市街地再開発事業等 区域図

